

令和 8 年第 2 回平取町議会定例会 （開 会 午前 9 時 3 0 分）

四戸副議長

皆さん、おはようございます。本日、議長に事故があるため、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、副議長の私が議長の職務を執らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は、8 名であり、定足数に達していますので会議は成立します。ただいまより、令和 8 年第 2 回平取町議会定例会を開会します。それでは直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により 4 番木村議員と 5 番金谷議員を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。このことについては、3 月 2 日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長より報告願います。3 番松澤議員。

3 番
松澤議員

本日招集されました、令和 8 年第 2 回町議会定例会の議会運営等につきまして、3 月 2 日に開催しました議会運営委員会において協議し、会期については、本日 3 月 6 日から、3 月 13 日までの 8 日間とすることで、意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願います。

四戸副議長

お諮りします。ただいま、議会運営委員長より報告がありましたとおり、会期は本日 3 月 6 日から 3 月 13 日までの 8 日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 3 月 6 日から、3 月 13 日までの 8 日間と決定しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。監査委員より、令和 7 年 11 月分、12 月分及び令和 8 年 1 月分の出納検査の結果報告、並びに財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査の結果報告が提出されましたので、その報告の写しをお手元に配付しております。次に、日高西部消防組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。次に、郵送による陳情、閉会中の諸事業について、配付資料のとおり報告いたします。以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第 4、行政報告を行います。町より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。教育長。

教育長

令和 7 年 12 月定例議会以降における諸般の教育行政について、報告いたします。1 点目、「町内小中学校の状況」についてであります。12 月 19 日に中学校、25 日に小学校の終業式が行われ冬休みに入っております。冬休み中は事故等もなく 1 月 14 日から 20 日に中学校、小学校の始業式が行われており

ます。1月中旬からは私立高校や公立高校推薦等の入学試験が始まり、3月4日、5日には公立高等学校の一般入試が行われたところであります。平取高校の出願状況は、地元・道内外から33名となっています。3月に入り、各学校では卒業生を送る会などが実施され、3月13日には中学校、3月19日から各小学校で順次卒業式が行われます。2点目、令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果についてであります。児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣の状況を把握し、体育・健康に関する改善と指導を図るものとなっており、小学校5年生、中学校2年生を対象として実施いたしました。全体の傾向として、握力がやや高めで、体力合計点は、中2男子以外はやや低い状況となっております。平取町としては、今後も体育専科教員を活用した指導体制の充実と、ICT活用等による体育の授業改善の推進や栄養教諭による定期的な指導及び食育の推進などを考え進めていきます。次に、3点目のいじめ問題に関する児童生徒実態把握調査結果であります。北海道教育委員会が年2回行っています調査の中で、直近のものとして、昨年11月におけるアンケート調査の結果となりますが、町内小中学校児童生徒293名の回答状況となっております。「いやな思いをしたことがあるか」との問いに対して「ある」と答えた者は49件で、内容は様々ですが、その回答を重く捉え、学校は早期に担任が中心となり、関係する児童生徒への聞き取りを行い、保護者とも内容を共有し、協力するなどして指導し、現在は解決したとの報告を受けております。いじめは「からかい」や「いじり」など、ささいなことから重大な事案になることもありますので、今後も学校では注意深く、児童生徒の状況を見守るとともに「いじめは絶対に許されない行為である」ということを指導していくよう学校に指示しております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが訪問時には、子ども達の悩みや相談を受けながら、子ども同士の関係性を把握するとともに、教職員や保護者とも信頼関係を深め連携し、いじめ防止に向けた取り組みを進めております。続いて4点目の体罰に関する実態把握調査結果であります。今年1月に小中学校7校の教員、小学校では保護者、中学校では生徒及び保護者に対してアンケート調査票の配布を行い、回収については調査票またはウェブで行い、回答内容の点検、確認作業を終えたところであります。回答状況につきましては、平取町においては体罰の実態はありませんでした。今後も各学校においては、児童生徒に対する言葉を含めた体罰防止に向け、共通認識を教職員間で図ることの徹底に努めてまいります。最後に、令和7年度平取町教育奨励表彰被表彰者の決定及び授与式の実施について報告申し上げます。本年度における教育奨励表彰については、1月30日開催の教育委員会で被表彰者の決定をし、去る2月18日に表彰授与式を実施したところであります。社会教育奨励賞では日高雅楽会、スポーツ奨励賞1名、芸術文化奨励7名となっております。被表彰者に係る実績の内容等については別紙に記載となっておりますので、説明は省略させていただきます。以上、昨年12月議会定例会からこれまでの主な教育行政に係る報告とさせていただきます。

四戸副議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、議案第1号、平取町総合計画の策定等に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

平取町総合計画策定等に関する条例の制定についてをご説明申し上げますので、議案書の1ページをご覧ください。平取町総合計画の策定等に関する条例を次のとおり制定しようとするものです。提案理由を申し上げます。平取町自治基本条例第17条において、総合的かつ計画的な町政運営を行うため、総合計画を、町民参加及び議会の議決を経て策定すること、基本構想、基本計画で構成すること、総合計画が最上位計画と位置づけられることなど、基本事項が定められております。本条例案は、この基本事項に沿って総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政運営を図るべく制定しようとするものでございます。それでは内容についてご説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。目次部分につきましては、記載のとおりです。全4章、第1条から第14条及び附則で構成をされております。第1条、趣旨において、本条例案の趣旨である総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることを明らかにしています。第2条では、総合計画の構成について定めています。平取町自治基本条例第17条において、基本構想と基本計画で構成することが規定されておりますが、基本構想及び基本計画をより具体的に定義しています。第3条では、町長の諮問機関として平取町総合計画審議会を設置することを定めています。第4条において、審議会の委員は若干名とし、第2項の各号において、委員を委嘱する方々について定めております。現行の審議会構成を前提として各号を定めております。第5条で、審議会委員の任期を2年とすること、補欠、再任及び解職について記載のとおり規定をしております。第6条では、審議会委員の互選により会長及び副会長を置くこと、会長及び副会長の職務について定めております。議案書の3ページをご覧ください。第7条で、審議会の会議について招集、進行、成立要件及び議事の可否に決する手順について定めております。第8条では、委員以外の出席について、第9条で、庶務の所管について記載のとおり定めております。第10条は、定めのない必要事項の委任について規定をしております。第11条では、町長が審議会に諮問する内容について定めております。第2項では、基本計画の一部変更についても、必要に応じ諮問することとしております。第12条、議会の議決、第13条、総合計画の公表については記載のとおりです。第14条は、本条例案の委任事項について、別に定めるとしてしております。最後に附則として、公布の日から施行することとし、平取町総合振興計画審議会条例は廃止することとしております。以上ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。

四戸副議長	説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。6番崎廣議員。
6番 崎廣議員	6番崎廣です。議案第1号、平取町総合計画の策定に関する条例の制定について伺います。令和7年7月8日、訓令第48号で第7次平取町総合計画策定委員会設置要綱を設置しております。その時点で名称の関係もありますので、この平取町総合振興計画審議会条例、これを改廃すべきでなかったのかというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。
四戸副議長	まちづくり課長。
まちづくり課長	はい、お答え申し上げます。ご指摘の部分は、そのとおりかと思えます。というかですね、令和7年7月以前から、これ昭和41年から総合計画が総合振興計画から名前が変わってから、かなり時間がたっておりますけれども、この条例、審議会条例について変更なかったということと、その間に平成23年、地方自治法が変わり、特に町において基本構想を定めるという法的根拠がなくなったということもありましたので、この条例は、本来平成24年に制定されるのが一番ベターだったかなと考えております。ただこのままということにもなりませんので、今回の第7次の制定に向けて条例改廃を提案したという流れになっておりますので、ご理解いただければと思います。以上です。
四戸副議長	6番崎廣議員。
6番 崎廣議員	はい。今回改廃をしてるんですけども、要は廃止された前の条例にあります審議会に参与を置くことができるというのと、専門部会を置くことができる、この2つを削除、廃止をした理由について伺いたいと思います。
四戸副議長	まちづくり課長。
まちづくり課長	はい、お答え申し上げます。その部分については今回の変更により、第14条で条例を定めるもののほか、策定に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。今回の改正にあたって、担当課としてはこの条例を補完する規則の制定が必要かと考えております。審議会のほうでも、例えば専門部会や勉強会みたいな考え方は持てないかですとか、意見はいただいておりますので、あと外部評価委員会、これも継続したいというふうに考えておりますので、その辺は第14条にしたがって、規則を設ける方向で制定したいというふうに考えております。その際に、今お話があった参与が必要かどうかについても、検討ができるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

四戸副議長	6番崎廣委員。
6番崎廣議員	はい、わかりました。第14条なんですけども、策定に関し必要な事項は町長が別に定めるというふうになってますけども、その規則について提示をお願いしたいんですけども、前回の総合振興計画審議会条例を策定したときには、同日、規則を公布してるわけなんですけども、今回は同日時にはならないということなんでしょうかね。
四戸副議長	まちづくり課長。
まちづくり課長	はい、お答え申し上げます。まず、審議会委員の方の任期なんですけど、ここをまず2年とさせていただきます。多くの自治体ではこの部分は総合計画が策定された後に解散となるんですけど、うちの町は今後も事業実施計画も含めて、任期を定めて継続して協議という前提であります。その際に先ほども申し上げたとおり、別に定める、例えば専門部会ですとか、推進委員会とか、そういったものの在り方についても、いろいろ審議会委員の方がご意見を持っていますので、そちらを整理した後に規則をつくりたいというふうに考えているという趣旨ですので、ご理解いただければと思います。以上です。
四戸副議長	そのほかこの件につきまして質疑ございませんか。 （質疑なしの声） 質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。 （討論なしの声） 討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 （賛成者挙手） 挙手多数です。したがって、日程第5、議案第1号、平取町総合計画の策定等に関する条例の制定につきましては、原案のとおり可決しました。 日程第6、議案第2号、平取町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。
まちづくり課長	はい。議案第2号、平取町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてをご説明申し上げますので、議案書の4ページをご覧ください。平取町企業版ふるさと納税基金条例を次のとおり制定しようとするものです。提案理由につきましては、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てる際、事業が複数年度において実施される場合などに、基金として積み立てる必要があることから、必要な事項を定めるものです。それでは内容についてご説明いたしますので、議案書の5ページをお開きください。第1条は、この条例の設

置の目的を定めており、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、平取町企業版ふるさと納税基金を設置することを規定するものです。第2条は、積立てについて定めたもので、積み立てる額は予算に定める額とすることとしています。第3条は、管理について定めたもので、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとしています。第4条は、運用益金の処理について定めたもので、基金の運用から生じる収益は、予算に計上し、この基金に編入することとしています。第5条は、繰替運用等の規定で、一時的な資金不足を補うため積み立てられている基金の現金を一時的に歳計現金に融通し、運用することができるものとしています。第6条、処分につきましても、基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、予算に定めるところにより、処分できることを規定しております。第7条は、この条例の施行に関し必要な事項を別に定めることができる旨を規定するものです。最後に附則として、施行期日は公布の日としております。以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

四戸副議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。8番千葉議員。

8番千葉議員

8番千葉です。積立ての部分の下にある管理の第3条についてお伺いしたいと思います。金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと書いてあるんですけども、ちょっと一例として、預金以外はどのようなものを想定されるのか、具体的にもしご答弁いただけるのであればお聞きしたいと思います。

四戸副議長
総務課長

総務課長。

ご質問にお答えいたします。預金以外には証券会社への基金運用もございます。以上です。

四戸副議長

8番千葉議員。

8番千葉議員

証券会社のみを想定してるっていう、逆に言うとそういうお答えでよろしいんでしょうか。

四戸副議長
総務課長

総務課長。

現在のところは証券会社のみ、事例としては運用しているというところですけども、今後別の何かがあれば、それは検討したいと思っております。

四戸副議長

6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

今の質問の続きになるんですけども、証券会社での運用っていうのは確実にいう部分で大丈夫なんですか。確実に膨らむということなんでしょうか。一般的にはプラスもあればマイナスもあるという認識でいるんですけども、いかがですか。

四戸副議長

総務課長。

総務課長

これは証券会社とも様々な確認をしながら、元本割れすることのないメニューについて選ばせていただいて、利率もほかより有利であるという判断から、運用をさせていただいているというところです。

四戸副議長

6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

元本割れしない確実なものがあるということで理解してよろしいですか。

四戸副議長

総務課長。

総務課長

はい。そのようにご理解いただいて構いません。

四戸副議長

そのほか質疑はございませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第2号、平取町企業版ふるさと納税基金条例の制定については、原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第3号、平取町農業委員会委員の定数条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長

議案第3号についてご説明いたしますので、議案書の6ページをご覧ください。平取町農業委員会委員の定数条例を次のとおり制定するものでございます。内容等についてご説明いたしますので、議案書7ページをご覧ください。現在、農業委員等の定数につきましては、平取町農業委員会委員及び職員の定数条例

により、農業委員 10 人、農地利用最適化推進委員 7 人と定められておりますが、この定数は平成 28 年の農業委員会等に関する法律の改正により、農地利用最適化推進委員が新設されたことにより、当時定められたものでございます。この農地利用最適化推進委員は、市町村におきまして一定程度の農地利用の効率化が図られている場合には委嘱をしないことができ、現在当町におきましては、その基準を満たしておりますので、本条例によりまして、次期改選期より農地利用最適化推進委員の委嘱を廃止し、農業委員の定数を法令改正前の 14 人に戻そうとする内容でございます。施行につきましては、次期改選期の本年令和 8 年 7 月 20 日からとし、施行前でも募集等の準備行為を行うことができることとしております。なお、これまでの平取町農業委員会委員及び職員の定数条例には、事務局職員の定数についても定めがあり、その内容が平取町職員定数条例と重複することから廃止し、委員定数のみを定める条例として、改めて制定するものでございます。説明は以上となりますので、ご審議をお願いいたします。

四戸副議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第 7、議案第 3 号、平取町農業委員会委員の定数条例の制定については、原案のとおり可決しました。

日程第 8、議案第 4 号、平取町立へき地保育所条例を廃止する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

議案第 4 号、平取町立へき地保育所条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。8 ページをご覧ください。本議案につきましては、地方自治法第 96 条の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。制定の理由につきましては、令和 7 年 3 月 31 日をもって条例に規定している、へき地保育所の全てが閉所したことに伴い、関連条例の整理を行うためでございます。9 ページをご覧ください。本則において、平取町立へき地保育所条例を廃止することとしております。ここで 1 点訂正がございまして、平取町立へき地保育所条例（令和 7 年）となっていますけれども、平成 7 年の誤りでございます。訂正をお願いします。続いて、附則でございます。施行期日につきましては、公布の日から施行とすることとしてございます。また、遡及適用として、本条例の規定を令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしております。さらに、

経過措置として令和7年3月31日以前に行われた処分、手続その他の行為については、なお従前の例によることとしております。次に、附則の4でございますが、関連する条例の整理として、平取町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正を行うものでございます。この一部改正につきましては、10ページの新旧対照表をご覧ください。右が現行、左が改正案としてございます。第5条の給与の特例として規定しているへき地保育所主任保育士に係る主任保育士手当の規定を削除いたします。あわせて第5条の削除に伴って、第6条を第5条に繰り上げる整理を行います。以上で議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

四戸副議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第8、議案第4号、平取町立へき地保育所条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第5号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第5号についてご説明申し上げますので、11ページをお開きください。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。改正の理由につきましては、物価や人件費等が高騰している中、当町においては非常勤の特別職の中で、各種委員会や審議会の日額報酬などについて相当の期間改定をしてきておりませんので、今般の社会情勢や近隣町の額を踏まえ、全般的に適正な水準の額へと改正しようとするものです。なお、本改定案は、2月6日開催の平取町行財政改革審議会の答申を受けての提案としておりますことを申し添えます。ご説明については、新旧対照表によりさせていただきますので、15ページをお開きください。まず産業医の報酬につきましては、これまで現行6万円を7万円とし、農業委員会の会長と委員については2,000円の増、農地利用最適化推進員は1,000円の増、教育委員会委員、監査委員は、2,000円の増、選挙管理委員会は500円の増、ただし、補充員は据置きとしております。また、2段下の社会福祉業務嘱託は現在は対象がないため廃止とし、公平委員会以降は基本的に一律1,500円増としております。16ページをご覧ください。

い。ただいま一律１，５００円増と申し上げましたが、１番上の乳幼児健診医師とその下の乳幼児健診歯科医師、また、下から６行目の事務事業外部評価委員の学識経験者は据置きとしております。１７ページをご覧ください。現行の表の下から２行目の鳥獣被害対策実施隊員については、日額報酬の対象としていないため廃止としております。１４ページをお開きください。この条例の施行日に関してですが、令和８年４月１日としております。以上、議案第５号のご説明とさせていただきますのでご審議くださいますようお願いいたします。

四戸副議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第９、議案第５号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第１０、議案第６号、平取町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第６号、平取町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。ページは１８ページからとなります。まず改正理由につきましては、昨年１１月６日に静内保健所による北海道医療給付事業事務指導検査を受けた際、引用条例の誤り等の指摘に伴う条例改正となります。それでは内容について新旧対照表を用いてご説明させていただきますので、２０ページをご覧ください。新旧対照表の右側、改正前の第２条第２号の１行目、第１５条を第１２条に改め、第４条第２項の１行目、第５項を第６項に改めるものです。なお、改正条例の施行日は、公布の日からとなります。ご説明については以上となりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

四戸副議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第 10、議案第 6 号、平取町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第 11、議案第 7 号、平取町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第 7 号、平取町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。ページは 21 ページからとなります。まず、改正理由につきましては先ほどと同じく、昨年 11 月 6 日に静内保健所による北海道医療給付事業事務指導検査を受けた際の文言の誤りの指摘に伴う条例改正となります。それでは、内容について新旧対照表を用いてご説明させていただきますので、23 ページをお開きください。新旧対照表の右側、改正前の第 8 条、1 行目の、及びをまたはに改めるものです。なお、改正条例の施行日は公布の日からとなります。ご説明については以上となりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

四戸副議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第 11、議案第 7 号、平取町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第 12、議案第 8 号、びらとり温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由を求めます。観光商工課長。

観光商工課長

議案第 8 号、びらとり温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、議案書 24 ページをお開き願います。びらとり温泉の設置及び管理に関する条例につきましては、びらとり温泉の設置及び管理に関します基本的な事項、それから、利用料金の上限額を定めた条例でございます。改正する内容につきましては、条例の新旧対照表にてご説明申し上げますので、26 ページをお開き願います。表の右側が改正前の現行の条文、

左側が改正案でございます。今回の改正は、本条例の別表で定めております、宿泊料金の上限額を引き上げようとするものでございます。表の種別欄の記載に和室、洋室（特別室）、これは露天風呂付きの部屋となりますけれども、素泊まり1泊1人につき3万円から6万円へ、下段の和室、和洋室、それから洋室につきましては2万円から4万円へ、上限額を引き上げようとするものです。今回の条例改正の背景としましては、2月5日に開催されました産業厚生常任委員会においてもご説明したところでございますが、近年、人件費や物価の高騰によりまして、全国的に宿泊料金の市場価格が上昇しており、コロナ前と比べても約2倍というふうに言われております。全道の宿泊施設におきましても、同様の傾向が見られておりまして、通常時でも素泊まり1泊1万円を超える料金設定が一般的となるなど、全体の相場が上昇している状況にあります。しかしながら、現行の条例で定めております素泊まり料金の上限額では、特に繁忙期において、市場価格に応じた柔軟な料金設定が難しい状況となっております。施設の運営を担う指定管理者としましては、繁忙期には、現行の上限額を超える料金であっても予約が見込まれる状況であることから、宿泊料金につきましては、需要に応じて総合的に判断し、適正な料金設定を行いたいという意向がございます。こうした状況を踏まえ、宿泊料金の上限額を引き上げ、指定管理者が市場動向やその需要に応じて適切な料金設定を行えるようにする必要があるので、現行の条例を改正しようとするものでございます。なお、議案書25ページにつきましては、ただいまご説明申し上げました条文の改正部分の記載となっております。説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

四戸副議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 崎廣議員。

6番 崎廣議員

6番 崎廣です。最近道内の、国内的にも全国的にもそうなんですけども、自治体が運営する価格だけでなく、民間が運営する施設運営でも、二重価格というのが多く見られます。インバウンドに対応したっていうのがあるんでしょうけれども、道内においても町民と町外の方の料金を分けるというような設定をしているところがあるんですけども、そういう考え方についてはどうお考えでしょうか。

四戸副議長
観光商工課長

観光商工課長。

はい。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。町民と町外の方の料金の区分けをするというお話でございますけれども、宿泊に関しては今まさに1月から町民割という形で、宿泊に関しても町民と町外の方と料金を分ける形での設定というのを今回初めて実施しております。また入浴料につきましても今

後改正という部分になった場合も、町民、それから町民以外ということで、料金の区分けをするということも踏まえて、検討していきたいなというふうに考えております。

四戸副議長

そのほか質疑ございませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第１２、議案第８号、びらとり温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第１３、議案第９号、第７次平取町総合計画の策定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

議案書の２７ページ、議案第９号、第７次平取町総合計画の策定についてご説明申し上げます。平取町自治基本条例第１７条第１項に基づき、第７次平取町総合計画を策定しようとするものです。提案理由を申し上げます。平取町自治基本条例第１７条第１項において、町は、総合的かつ計画的な町政運営を行うため、めざすべき将来像などを明らかにした基本構想とこれを具体化するための基本計画で構成する総合計画を、町民の参加を経て策定し議会の議決を経ることとなっております。第６次平取町総合計画の計画期間が令和８年３月までとなっていることから、町長が諮問機関である平取町総合計画審議会に諮問を行い、令和８年２月に答申を得たことから、第７次平取町総合計画案について議会にお諮りするものです。それでは、内容についてご説明いたしますので、別紙、議案第９号関係、第７次平取町総合計画案をご覧ください。まず表紙につきましては１０年の計画期間と、地域住民に応募いただき選考いたしましたキャッチフレーズで構成をされております。写真に幌尻岳を採用しております。別紙の１ページをお開きください。表紙に続き２ページにわたり目次を掲載しております。ローマ数字Ⅰの計画の策定にあたってでは目次に記載の６点について、３７ページにわたり整理をしております。３８ページからは、Ⅱ、基本構想として、記載の５点について６ページにわたり整理をしております。次にⅢ、基本計画について７２ページにわたり、８編に分けて整理をしています。また、附属資料として、諮問、答申の文書を町民憲章と共に掲載をしているところです。それでは別紙の２ページをお開きください。Ⅰ、計画の策定にあたってでございます。１、計画策定の目的については、第６次までの総合計画策

定の変遷、この10年ほどの社会情勢の変化に触れた後、町民と一体となって総合的かつ計画的な町政運営を図ることを目的とした第7次総合計画を策定することを記載しております。3ページをご覧ください。2の計画の位置付けにつきましては、策定根拠及び最上位に位置付けられる指針的計画であることを記載しております。4ページをご覧ください。計画体系概念図と併せてご確認いただければと思いますのでお読み取りください。5ページをご覧ください。

3、計画の期間と構成についてですが、第6次総合計画と同様に、計画期間を10年間とし、5年で前期、後期を分けることとしております。基本計画に基づく事業実施計画を策定し、ローリング方式で毎年見直すこととしております。6ページから8ページの4、計画策定の経過についてはお読み取りいただきたいと思います。9ページをご覧ください。5、平取町をとりまく時代の流れになります。人口減少・少子高齢化をはじめとする、第7次総合計画策定にあたり、基本構想・基本計画に必ず関係してくる社会情勢等を11ページにかけて、6項目に分けて整理をしております。こちらの詳細についてもお読み取りをいただければと思います。12ページをご覧ください。6、まちづくりの現状と課題です。37ページまで続きますけども、(1)の位置・地勢といった現状から人口推計、アンケート調査、地域懇談会等での地域住民の声及び第6次計画の評価などから見えてきた課題について整理をしております。32ページをご覧ください。32ページにそれらを今後10年の課題として表にまとめ、新たな課題等に取り組むために、第7次計画は現行の計画と比較してどのように変更したのかを33ページから36ページにかけて整理をしております。こちらもお読み取りをいただければと思います。37ページになります。37ページには重要政策と変更・強化ポイントを施策ごとにまとめております。詳細について、お読み取りをいただければと思います。38ページをご覧ください。こちらからII、基本構想になります。基本構想は1、平取町の将来人口をはじめ、5つの視点で整理をしております。人口減少社会に歯止めをかける政策を確立させるのが困難なほど過疎地域における人口減少は加速しているものの、40ページに記載がありますが、2、平取町の将来像では、まちづくりの合言葉を掲げ、人口減少を受け止めつつ、将来人口として10年後の目標値を3,540人としております。国の方向性に呼応する形で、広域連携、官民連携、若者や女性に選ばれる地域づくり、関係人口の創出等について記載をしております。40ページをご覧ください。40ページ、計画全体像を示すイメージ図から、43ページにかけて計画の体系の推進としてPDCAサイクルの確立等について掲載をしておりますので、40ページから43ページまでお読み取りをいただければと思います。44ページをご覧ください。3、基本計画として、基本構想を具体化するための基本計画について記載をしております。前段でも触れたとおり、8編の中に第4章から第8章までの章立てをし、整理をしております。第3編、子ども・子育て支援、第5編、観光のところで、それと第6編でゼロカーボン・環境共生、この編の項立てにつきましては、第7次に新たに設

けられたものとなっております。以降 116 ページまで、基本計画に関連する記載となりますので、一つ一つの編や章については、お読み取りをいただきたいと存じますが、章ごとに組み立てとしまして、現状と課題と目標を箇条書で記載をし、主な取組、目指すべき目標値を表で示し、関連する個別計画について記載をするといった構成となっております。基本計画に定める目標値を達成するために、事業実施計画を策定し、事業評価と計画のローリングを行う手法は、第 6 次総合計画に引き続き実施していく予定となっております。118 ページをご覧ください。附属資料として、総合計画審議会への諮問文を掲載しております。119 ページをご覧ください。119 ページは答申の文章を掲載しております。120 ページには平取町民憲章を掲載し、平取町の将来を担う子ども達の写真を裏表紙に採用しております。以上、第 9 号、第 7 次平取町総合計画の策定についてご説明申し上げました。第 7 次平取町総合計画案につきましては、前段申し上げたとおり指針を示す計画となりますが、これからより議論を深め、方向性を定めていく新たな事案も包含されており、方向性について明記が難しい段階の課題も多く内在していると考えております。それらを課題に対する指針については、地域住民、議会と議論を重ね、必要な手順、手続きを行いながら、計画の見直しを図っていく必要があると考えております。第 6 次総合計画では事業実施計画のローリングは毎年行ってきたものの、基本構想、基本計画全体の見直しは、後期計画以降の際に若干行った程度でありました。第 7 次平取町総合計画においては、平取町を取り巻く情勢の変化に合わせた基本構想、基本計画についても、後期計画を待たず見直していく可能性が十分あると考えておりますので申し添えます。以上、ご提案いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

四戸副議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。6 番崎廣議員。

6 番
崎廣議員

6 番崎廣です。町民憲章ありがとうございます。1 番最後のページに載せていただきましてありがとうございます。全般的なところではなく、先日の総合計画の審議会に傍聴させてもらって思ったんですけども、子ども版は非常にわかりやすく理解しやすい。子どもにも十分わかるような、今日配られておりませんけれども、すごい良いものだと思います。ただ、概要版がいまいちわかりにくいのかなって。おそらく概要版を町民にこの 120 ページ、本当は全部配っていただければいいんでしょうけども、経費の関係でおそらく概要版しか配られないんじゃないかなと思うんですけども、概要版がいまいち見出しだけになってしまっ、意図するところを十分伝わらないような感じに見えますので、もう少し何か工夫ができないかっていうお願いをしたいと思います。あれもこれも載せると、どうしてもああいうふう、結局 120 ページ全部載せなきゃ意味ないんですけども、それを抜き出すとああいう形になってしまうのかもしれない

れないんですけども、やはりうちの町がこの１０年間で何を、こういう現状をこういうふう克服し、こういうことをやっていきますよってというのは何かわかるような表現の仕方、難しいのかもしれませんが、そのところをもう一度考えていただきたいと思いますけどいかがでしょうか。

四戸副議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

はい。ありがとうございます。概要版が少しわかりづらいというご指摘でございますけども、こちらにつきましては概要版ですとか子ども版について、見直すことは全く問題ないと考えております。ご意見として受け止めまして、広く地域住民の目に触れる前に、もう少し精査をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

四戸副議長

そのほか質疑はございませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第１３、議案第９号、第７次平取町総合計画の策定については、原案のとおり可決しました。

休憩します。休憩時間は、４５分までです。よろしくお願いします。

（休憩 午前１０時３２分）

（再開 午前１０時４５分）

四戸副議長

再開します。

日程第１４、議案第１０号、平取町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

議案書の２８ページ、議案第１０号、平取町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてをご説明申し上げます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１項の規定により、平取町過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり策定しようとするものです。なお、以降、提案理由の説明等では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法を特別措置法、平取町過疎地域持続的発展市町村計画を、過疎計画と略して提案いたしますので、ご了承ください。提案理由を申し上げます。特別措置法の施行から５年目を迎えますが、

法の施行にあわせて策定した現在の過疎計画の計画期間が令和8年3月までとなっていることから、引き続き特別措置法に定めのある国等からの過疎地域への支援措置を活用するため、今後5年間の過疎計画を策定しようとするものです。本計画は各事業の実施の可否を決定するものではなく、将来の財源措置の活用を可能とするため、制度上の位置づけを行う計画であり、重要な変更が生じる場合にはその都度、議会への変更案を提案し、議決を経て対応しているものになります。また本計画については、北海道との協議を既に行い、令和8年2月6日付けで北海道から同意を得ておりますので、申し添えます。それでは内容について説明をいたします。別紙、議案第10号関係の過疎計画（案）をご覧ください。従前の過疎計画からの変更点を中心にご説明申し上げます。表紙については計画期間が8年度から令和12年度までである旨が記載されております。次のページをお開きください。目次ですが、目次の項立てにつきましては、従前と変更はございません。表紙同様、事業年度が令和8年度から令和12年度に変更となっております。1ページから10ページの1、基本的な事項については、(1)から(8)まで平取町の基礎自治体としての基本的な事項を記載しております。人口関係の数値、グラフ等の更新、今後のまちづくりの方向性を踏まえ、過疎対策事業債等の支援措置の対象となりうる事業等を第7次総合計画との整合性を図りつつ整理をしております。10ページをお開きください。中ほど人口に関する目標、財政に関する目標を記載のとおり定めておりますので、お読み取り願います。11ページをご覧ください。2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成については、高校魅力化の取組と寮整備、日高山脈襟裳十勝国立公園など、この間の新たな取組や事象を加えております。13ページをお開きください。事業計画で事業内容を表にまとめております。表の1行目に、令和8年度において整備予定の高校生寮を新たに記載をしております。以降、各項目の末尾に事業計画が表でまとめられている構成となっておりますので、以降についてお読み取りをいただければと思います。14ページをご覧ください。3、産業の振興、(ア)農業については、畑作の経営拡大、農地の有効活用と耕作放棄地化を防ぐ取組、経営コスト等の課題、経営資産を新規参入者へ引き継ぐ第三者継承等の取組の進捗と、多様な担い手の確保、育成の重要性などを盛り込んでいます。燃油、飼料等の資材価格が高止まりなど経営の厳しさが増している旨と後継者難による高齢化などの進行に加え、近年気候変動が農作物に及ぼす影響など、農業を取り巻く環境の変化、さらに省力化や技術承継を可能にするスマート農業等のデジタル技術の導入を喫緊の課題として掲載をしております。14ページから15ページに(ウ)商工業を記載しております。近年の物価・エネルギー価格の高騰、消費者の購買行動の変化に対応するキャッシュレス化決済などデジタル化への対応などの課題等について記載をしております。15ページ、(エ)観光・レクリエーションについては、滞在型観光への転換、新たな観光ニーズへの対応などの課題、豊富な自然や食とアイヌ文化を組み合わせた、より魅力的な体験型コンテンツの造成、日高山脈

襟裳十勝国立公園の指定を契機とした取組、インバウンド需要への対応、幌尻岳をはじめとする自然資源とアイヌ文化を総合的に案内できるガイド、SNS等を活用した戦略的な情報発信の強化などを課題として記載しております。

15ページから16ページにかけての（オ）企業誘致については、従来型の誘致だけではなく、サテライトオフィスやワーケーションといった新たな需要への対応、地域資源を活用する起業に呼応した制度の創設や支援などを新たな取組として必要になっている旨を掲載しております。25ページをお開きください。

4、地域における情報化については、情報インフラの行政手続きのオンライン化、産業分野などでの利活用、高齢者をはじめとする情報格差、デジタルデバイドの発生懸念などを記載しております。地上デジタルテレビ放送の難視聴対策であるギャップフィルターの更新、「平取テレビ中継局放送機」の耐用年数経過による更新、地上デジタル放送再送信設備の更新が必要であり、順次計画的に進める必要があることを記載し、その対策をまとめています。27ページをご覧ください。

5の交通施設の整備、交通手段の確保について、建設から30年以上経過した道路や橋梁の老朽化の進行に対応した計画的かつ効率的な維持管理、近年の豪雨災害の激甚化・頻発化に伴う土砂崩れや冠水による通行止めリスク対策を課題とし、その対策として予防保全型維持管理の推進、計画に基づく施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を掲げております。

交通については、学生、高齢者の移動手段が課題になっているものの、人口減少などにより利用者は減少傾向にあり、民間路線バスの赤字額は、燃料価格の高騰も相まって増加していること、運転手不足を将来的な路線維持への懸念材料となっていることに触れ、平取町地域公共交通計画に基づき、路線バス、デマンドバス、スクールバス、福祉有償運送など既存の交通手段の役割分担を明確にし、ダイヤの見直しや連携強化を図ることで、効率的で利便性の高い運行を目指すこととしております。また、AI活用型オンデマンド交通など新たな技術の導入も視野に、費用対効果の高い持続可能な運行形態を検討することとしております。また、バス運転手等の担い手確保に向けた取組を関係機関と連携して検討することとしております。32ページをご覧ください。

32ページ、6、生活環境の整備については、簡易水道施設の老朽化とそれに伴う有収率水準に対応する水道管の計画的な更新、人口減少に伴う料金収入減少など、将来的な課題への持続可能な事業運営体制の構築、消防庁舎、消防車両の老朽化、公営住宅の老朽化と計画的な更新、長寿命化、各部署の横断的な連携と管理、高齢化に対応するバリアフリー化、空き家問題、循環型社会を形成するリサイクル率の向上とごみ排出量の削減、広域連携の維持などを記載しております。

38ページをご覧ください。

7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について、少子化の影響により持続可能な保育サービスの提供体制の維持が課題な一方で、共働き家庭の増加等で、延長保育など多様な保育ニーズへの対応、特別な配慮を要する児童への支援、児童虐待の未然防止、子育ての孤立感や負担感の軽減など、子ども・子育て家庭を地域全体で支える体

制の充実が必要であること、高齢者福祉に関しては、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、保健・介護・福祉・医療が一体となった切れ目のない支援体制が不可欠であること、介護人材の不足が喫緊の懸念事項となっていることを、健康寿命の延伸に向けた取組の強化などについて記載をしております。

障がい者福祉については、共生型社会の実現、障がい者差別解消法などに基づく合理的配慮の提供、相談支援体制の強化、ライフステージに応じた支援サービスの充実などについて記載をしております。41ページ、8、医療の確保をご覧ください。当町の医療機関は、日常の診療に加え、健康診断や予防接種などを通じて、町民の疾病予防や健康づくりに重要な役割を担っていますが、医療スタッフの確保は深刻であること、地域の人口減少、昨今の物価・エネルギー価格の高騰もあり、経営を取り巻く環境は厳しい状況にあること、人口減少社会がさらに進む中、救命救急の体制確保、医療ニーズの高度化・多様化への対応など、持続可能な地域医療体制を確保していくことの厳しさなどについて記載し、情報通信技術の活用など、その対策について目標値とともに掲載をしているところです。42ページをご覧ください。9の教育振興について学習面での思考力・判断力・表現力といった問題解決能力の育成、ICTを効果的に活用した個別最適な学び、協働的な学びの充実、体力面では運動習慣の二極化、持続可能な部活動の在り方の検討、施設面では、学校施設の老朽化対策のほか、不登校児童生徒への支援体制強化、教職員の働き方改革の推進など喫緊の課題としています。社会教育では、保護者向けの学習機会の提供、図書館機能の充実、多様な学習ニーズにこたえる生涯学習プログラムの提供、文化・スポーツ活動団体への運営支援、指導者の育成確保などについて記載をしております。47ページをご覧ください。集落の整備についてです。自治会における役員の担い手不足、高齢化によるコミュニティ機能の低下を課題とし、自治会等の地域コミュニティの活動支援、移住定住促進については、農業分野での新規就農者の確保の継続、住環境の整備・提供、空き家バンク制度の充実、関係人口の創出・拡大を図り、集落の活性化に繋げるとしております。48ページをご覧ください。11、地域文化の振興等について、文化団体の高齢化と後継者不足が課題になっていること、新たな文化活動の創出の必要性、アイヌ文化に関しては重要文化的景観、民族共生象徴空間ウポポイとの連携、伝統技術や口承文芸など次世代に伝える担い手の高齢化と後継者育成、アイヌ文化の価値と魅力を正しく、かつ効果的に発信し続ける体制の強化について触れております。51ページをご覧ください。12、再生可能エネルギー利用の推進について、エネルギーの地産地消と省エネルギーの推進、具体的にはゼロカーボンシティ宣言に基づく地球温暖化対策実行計画の策定、木質バイオマスセンター運営、太陽光発電設備や、高効率設備の導入支援(住まいのゼロカーボン化)を行い、エネルギーの地産地消と脱炭素社会の実現、省エネルギー行動の推奨や環境学習の機会の充実について記載をしております。以上長くなりましたが、ご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

四戸副議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第14、議案第10号、平取町過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、原案のとおり可決しました。

日程第15、議案第11号、財産の無償譲渡についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道課長

それでは議案第11号、財産の無償譲渡についてご説明申し上げますので、議案書29ページをご覧くださいと思います。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。1番、財産の表示としまして、表の1段目ですが、沙流郡平取町字荷負72番地15、種別、土地、地目、雑種地、地積、193.00平方メートル。表の下段、沙流郡平取町字荷負72番地16、種別、土地、地目、雑種地、地積、356.00平方メートル。2番目の譲渡の相手方につきましては、沙流郡平取町字荷負72番地7、遠藤壽則氏でございます。3番の提案理由としましては、当該地は、ゲートボール場用地としまして昭和63年8月22日付けで寄附を受けた土地でありますけれども、ゲートボール場の役割を終えていることから、寄附者の相続人であります相手方に無償で譲渡しようとするものでございます。以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

四戸副議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第15、議案第11号、財産の無償譲渡については、原案のとおり可決しました。

日程第16、議案第12号、令和7年度平取町一般会計補正予算第13号を議

題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第12号につきましてご説明させていただきますので、30ページをご覧ください。令和7年度平取町一般会計補正予算第13号は次に定めるところによります。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ5億9,096万8,000円を追加し、予算の総額を86億3,656万8,000円にしようとするものです。第2項、歳入歳出予算の補正については、第1表、歳入歳出予算補正により、第2条繰越明許費は第2表に、第3条、地方債補正は第3表によります。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、42ページをお開き願います。上段、2款1項9目企画費5億5,939万8,000円の追加です。12節委託料は342万4,000円の追加ですが、1項目目のふるさとワーキングホリデー企画運営委託料について、運営を委託する事業者の確保が困難であったため、実施困難となり、委託料300万円を減額しようとするものです。2項目目の平取高校学生寮建設工事監理業務委託料については、642万4,000円の補正となります。14節工事請負費は平取高校学生寮建設工事5億4,872万4,000円を、17節備品購入費は、ベッド、机、カーテンほか施設用備品として1,800万円を補正しようとするものです。18節負担金、補助及び交付金は1,660万円の減額です。1項目目の民間賃貸共同住宅整備費助成金は、9月定例会において640万円を追加し、1,440万円の予算を計上しておりましたが、実施者において年度内竣工のめどが立たなくなったことから、この度、全額を減額するものです。2項目目のUIJターン就業支援金につきましても、要望のなかったことから、220万円全額を減額補正いたします。24節積立金については、企業版ふるさと納税基金積立金585万円の追加です。これは企業より二風谷コタンDAYの取り組みに対し、3年間分の支援として、企業版ふるさと納税の申し出がなされたことから、これを基金に積み立てて当該事業に充てるものとします。財源は国庫補助金2億8,547万4,000円、地方債2億8,540万円、その他は基金繰入金の減額と寄附金の差引きで855万円を減額し、一般財源についても、292万6,000円の減額となります。次に下段、2款1項10目水資源対策費、18節負担金、補助及び交付金、堰堤維持管理費負担金44万3,000円の追加です。これはダムの維持管理事業にかかる町の負担金ですが、令和7年度事業費確定により負担することとなる額を計上したものです。財源は一般財源です。43ページをご覧ください。上段、3款1項1目社会福祉総務費、27節繰出金109万4,000円の追加です。これは令和7年度国民健康保険税の軽減分が当初予算において想定した額を上回り、国保特別会計の歳入が減少することとなることから、その分は一般会計から負担することとなるため、このたび109万4,000円を繰り出すものです。財源は国・道補助金82万円、一般財源は27万4,000円となります。下段、3款1項5目国民年金費、12節委託料77万円の追加です。これは令和7年度税制改

正によって新設された特定親族特別控除に対応するための国民年金システム改修委託料55万円と、年金生活者支援給付金システム改修委託料22万円を追加するもので、財源は全額国庫委託金を充当します。44ページをご覧ください。上段、5款1項2目農業振興費2,202万2,000円の減額です。7節は地域おこし協力隊報償費について、当初予算において協力隊員4名分1,396万8,000円と、インターン90日分108万円を計上しましたが、協力隊員1名分とインターン分が不用額となる見込みであることから、この度、457万2,000円を減額するものです。18節負担金、補助及び交付金1,745万円の減額です。1項目目の新規就農者経営発展支援事業補助金は、国の予算の不足から、採択が令和8年度に持ち越されたため、当初予算措置した1,125万円全額を減額するものです。2項目目の農業者就農促進対策事業補助金は、要望調査段階では要望が上がっていましたが、その後、事業対象者から昨今の物価高騰により依然として農業生産費が高止まりであるがために、これからの農業経営に不安が募り、今年度、本事業を断念し見送ることになったことから、当初予算措置した500万円全額を減額するものです。3項目目の地域おこし協力隊活動費補助金については、1名分の活動費補助金120万円の減額となります。財源は、道補助金1,125万円の減額、地方債500万円の減額、一般財源577万2,000円の減額です。次に下段、5款1項4目畜産業費492万円の減額です。7節報償費372万円と18節負担金、補助及び交付金120万円の減額ですが、これは地域おこし協力隊員1名分の当初予算措置を行いました、応募者がなかったため減額補正するものです。財源は全額一般財源からの減額となります。45ページをご覧ください。5款2項2目林業振興費136万5,000円の追加です。10節需用費、消耗品費から18節負担金、補助及び交付金までは、森林環境譲与税活用経費の決算見込みにより精査し、不用額を減額しようとするものです。24節積立金は、事業費の精査による収支差額となる1,903万1,000円について、平取町森林環境譲与税基金に積み立てようとするものです。財源は全額一般財源です。46ページをご覧ください。上段、11款1項1目元金636万5,000円の追加です。これは令和6年度の起債の借り入れにあたり、緊急自然災害防止事業債の償還期間について、通常は5年据置きの30年で償還することとなりますが、据置きなしの20年償還まで短縮することが可能とされたことから、借り入れ当時社会情勢的に、その後の金利上昇が見込まれていたことから、据置きなしの20年償還を選択したことにより、元金の予算が不足することとなったことにより、この度、636万5,000を補正しようとするものです。財源は全額一般財源となります。下段、11款1項2目利子、22節償還金、利子及び割引料314万5,000円の追加です。これは、町の歳計現金が一時的に不足する場合に、金融機関や基金から一時的に借り入れをする場合の利子の予算ですが、金利の上昇により予算が不足する見込みであることから、314万5,000円を補正しようとするものです。財源は全額一般財源となります。47ページを

ご覧ください。上段、12款1項1目国民健康保険病院特別会計繰出金4,180万円の追加です。これは令和6年度、令和7年度と人事院勧告により給与費の増額改定がなされており、それら給与費の増額が病院経営を圧迫する要因となっております。この度は病院収支改善のため、令和6年度から令和7年度の人件費の上昇分について算出し、追加して繰り出そうとするものです。なお、給与改定による給与費の増加分に対しては、地方交付税の追加分が交付され一般会計の歳入となっておりますことを申し添えます。財源については全額一般財源となります。下段、12款2項1目平取町財政調整基金積立金、24節積立金138万9,000円の追加です。これは基金運用にあたり、積立金に対する利子額が当初予算で想定した0.135パーセントから0.275パーセントと倍増しているため、増加した利子額をそのまま基金に積み立てるものです。財源は全額運用により生じる利子となります。以降、52ページまで全て基金積立金の補正で、理由は同様ですのでご説明は省略させていただきます。歳出については以上です。次に歳入についてご説明いたしますので、36ページをお開きください。上段、2款3項1目1節森林環境譲与税138万9,000円の追加です。これは森林環境譲与税額の配分が増額となることから追加するものです。続いて下段、10款1項1目1節地方交付税3,838万5,000円の追加です。これは歳出の補正額から特定財源を差し引いた一般財源合計額を普通交付税に求めるものです。37ページをご覧ください。上段、15款1項1目4節保険基盤安定費国庫負担金33万1,000円の追加です。これは歳出、社会福祉総務費でご説明しました、国保会計繰出金に対する対象経費の2分の1が補助金として交付されるものです。次に下段、15款2項1目1節総務管理費国庫補助金2億8,547万4,000円の追加です。これは歳出、企画費でご説明しました平取高校学生寮整備費の2分の1を地域未来交付金として2億8,657万4,000円計上し、UIJターン就業支援金に充当することとしていた新しい地方経済生活環境創生交付金110万円は、事業実施がなかったことから減額となります。38ページをご覧ください。上段、15款3項2目1節国民年金国庫委託金77万円の追加です。これは歳出、国民年金費でご説明しました税制改正による年金システム改修分に対する国庫委託金で、歳出額の全額が交付されます。下段、16款1項1目4節保険基盤安定費道負担金48万9,000円の追加です。これは歳出、社会福祉総務費でご説明しました国保会計繰出金に対する対象経費の4分の1または4分の3が道負担金として交付されるものです。39ページをご覧ください。上段、16款2項4目1節農業費道補助金1,125万円の減額です。これは歳出、農業振興費でご説明しました新規就農者経営発展支援事業補助金の減額にかかる財源とした道補助金の減額です。下段、17款1項2目1節利子及び配当金353万円の追加です。これは基金の利子について、利率の増加による各種基金積立金利子の増額補正です。40ページをご覧ください。上段、18款1項1目1節寄附金585万円の追加です。これは歳出、企画費でご説明しました企業版ふるさと納

税の補正です。次に下段、19款1項4目1節平取町ふるさと応援基金繰入金1,440万円の減額です。これは歳出、企画費でご説明しました民間賃貸共同住宅整備費助成金の財源としていた当該繰入金について、事業実施がなかったことから、全額減額補正するものです。41ページをご覧ください。上段、22款1項1目1節総務債2億8,540万円の追加です。これは歳出、企画費でご説明しました平取高校学生寮整備費の補助残について、教育福祉施設等整備事業債を充当し、また、UIJターン就業支援金の補助残に充当するとしていた過疎債について、事業実施がなかったことから減額します。続いて下段、22款1項4目1節農業債500万円の減額です。これは歳出、農業振興費でご説明しました農業者就農促進対策事業について、事業実施がなかったことから、充当することとしていた過疎債を減額します。事項別明細書のご説明については以上となります。続いて第2表、繰越明許費についてご説明させていただきますので、33ページをご覧ください。2款総務費、1項総務管理費、平取高等学校学生寮整備事業5億7,314万8,000円は、年度内に完成しない見込みであるため、繰り越ししようとするものです。3款民生費、1項社会福祉費、びらとり温泉施設整備事業1,697万3,000円は、9月に補正させていただきましたろ過器の交換については、受注製作のため当初は2月上旬の施工を予定しておりましたが、豪雪による物流停滞の影響で、宿泊予約に影響のない工期への調整が必要となり、年度内の実施が困難となったものです。3款民生費、2項児童福祉費、物価高騰対応子育て応援手当支給事業116万円については、1月臨時会において補正させていただきましたが、町内に勤務する公務職場にあっては申請制となり、年度内に申請されない可能性があることから、繰越明許としようとするものです。5款農林水産業費、1項農業費、産地生産基盤パワーアップ事業2,834万3,000円については、11月臨時会において補正させていただきましたが、導入機械の製造に時間を要しており、納品設置が3月までに完了しないことが見込まれるため繰越明許としようとするものです。続いて第3表、地方債補正についてご説明させていただきますので、34ページをお開きください。1行目の新規就業支援事業と、3行目の農業者就農促進対策事業は全額減額し、中段、平取高校学生寮整備事業については、本補正により限度額を2億9,400万円とし、限度額の合計としては、補正前5億7,600万円のところ、補正後は8億5,640万円となります。53ページには地方債現在高に関する調書を添付しており、本補正額を反映した額を記載しておりますので、後ほどお読み取り願います。以上、議案第12号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

四戸副議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。6番崎廣議員。

6番

6番崎廣です。教えていただきたいのは43ページ、上段、社会福祉総務費の

崎廣議員	国の82万円っていうやつなんですけど、これ歳入のどこを見ればよろしいんですかね。先ほどの説明でちょっと読み取れなかったんですけども、
四戸副議長	総務課長。
総務課長	お答えいたします。まず、37ページになります、上段の民生費国庫補助金、国庫負担金の4節保険基盤安定費負担金33万1,000円と、38ページ、下段の民生費道負担金保険基盤安定費負担金48万9,000円、この2つを足し合わせたものとなります。以上です。
四戸副議長	6番崎廣議員。
6番崎廣議員	はい。わかりました。ありがとうございます。同額じゃなかったのもちょっと探しきれませんでした、ありがとうございます。45ページの林業振興費のところの森林譲与税を使った木質化の部分でお伺いをしたいと思います。今、ふれあいセンターにおいて事務室の壁を木質化してると思うんですけども、事前に委員会に説明があったんだと思うんですけども、それが果たして必要だったのかって思うんですよ。壁がある、木質化なんで、今鉄なりプラになってるものを木に変える。それで、表現的には人あたりが良くだとか、温かみのあるという表現になるのかもしれないんですけども、もっと別なところに使ったほうが予算は有効的じゃないかなと思うんですけども、まずその選定方法ですね、あそこの部分を木質化するんだといったその経過について教えていただきたいと思います。
四戸副議長	産業課長。
産業課長	はい。ただいまのご質問にお答えしたいと思います。まず森林環境譲与税の活用については、当初、当時ですね、平成31年の活用方針、町の活用方針に基づいて、森林整備なり木材の促進、いろんな形で使用をしてきております。そういった中で、公共施設の木質化という部分では、令和2年からご存じだと思いますが、役場庁舎のカウンターまたは町民体育館、公民館等、各種公共施設の木質化を図ってきているところであります。そういった中で、令和7年度、今年度であります、ふれあいセンターの壁を木質化していくという考え方、計画の中で今年度進めてきております。
四戸副議長	6番崎廣議員。
6番崎廣議員	はい。一定の議論のうえで積み重なってる、用意ドンの計画もあるんでしょうけども。ただですね、本当にあそこの木質化が必要だったのかと思うのは、ほ

ば毎日図書館に通ってますから、毎日思うんですけども、森林譲与税の木質化の使い方がちょっと十分理解してないところもあるんで、あそこバス待合ってすごい寒いんですよね。そこの断熱を上げるような木質化、内側、外側に木を入れてパネルを入れる、もしくは外側の、今自動ドアから外になって屋根がちょっとありますけども、そこのところで第2風除室みたいなものを作るとかっていう、そういうことをやっていただけると、バス待合で冬待ってる方は少しは暖かいのかなというふうに思うんですよ。使い方を決める時に、何ていうのかな、役所の中で決めるんでしょうけども、もう少し何か地域の方が望んでるようなことをもっと拾い上げていってもらえれば、せっかくのお金ですから、もっと有効的に使われたほうがいいのかなと思うんですけども、そのように、要は、バス待合室に木枠を入れてガラスを入れて断熱効果を高めるだとか、外に第2風除室みたいなものを設けるといった、建築基準法上、いかがなものかって言われるのはちょっと除いておいて、そういう使い方が可能なのかなのか、まず伺いたいと思います。

四戸副議長

産業課長。

産業課長

はい。お答えしたいと思います。今、崎廣議員からご意見ありました内容でいきますと、例えば、バス待合所のところの木枠を整備するということは可能なのかなというふうに思うんですが、その中にガラスなり断熱材を一緒に入れていくというと、この環境譲与税を使うという形にはならないんで、それを仮に入れるということになると、一般財源と環境譲与税を分けての整備っていう形になってきます。これから先も環境譲与税を使って公共施設の木質化を図る際に、一つの例として、日高町のほうでとみくるを整備した際にも、実は、一部の中には環境譲与税が入っておりまして、あれもあくまでも木を使った部分だけが譲与税が使われているということで、ほかの部分の用途には使われない、それが一応一つのルールになっておりますんで、今後そういったもの、仮にそういう要望があれば、その辺は、ふれあいセンターの担当課とも相談をしながら、譲与税以外の一般財源を使いながら改修なりを検討していかなければならないかなというふうに思っていますし、これからも環境譲与税を使った木質化整備というのはありますんで、順次、計画していく中で、議会のほうにも説明をしていきたいというふうに思います。

四戸副議長

6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

はい。わかりました。やはり断熱効果のあるガラスを入れる分は、そこは一般財源だということで、ただその枠組み使う木は使ってもいいよということなので、住民ニーズに応じて、やはり、なかなか予算が確保できないといった時に、その部分が木で補填されるのであれば、予算として計上しやすいのかなと思います。

ますので、以降、何か木質化の時にそのような検討をぜひ町の人がどのようなことを望んでいるのかっていうのを、できればアンケートを取るとまで言いませんけれども、アンテナを張っていただいて取り組んでいただきたい。ふれあいセンターの事務室の入り口を木にしてほしいって思っていた人はそんなにいないんだと思うんですよね。そういったところの取り組みを強化していただきたいなと思います。引き続き、別の項目ですけどもよろしいでしょうか。はい、すみません。61ページの部分なんですけども、61ページ。61ページってないじゃん。ありますよね。これでもあれですよ、まだ説明してるんじゃないですよ。そうね、一般会計だけですもんね。あれ。さっき何かですいませんね。さっき何かで、これだ、これだ、すいません。病院会計の前で47ページで、繰出金で4,180万、令和6年度と令和7年度の人勧の関係で増額になった分を繰り出すということなんですけども、最初の令和6年度がいくらで令和7年度がいくらだったのか教えてください。

四戸副議長

総務課長。

総務課長

はい。お答えいたします。令和6年度と令和7年度で人事院勧告があった、これまでの増額分、定期昇給も反映し、人員増も反映されているんですけども、それらを反映した合計額を算出し4,180万円としておりますので、年度ごとにいくらいくらという算出はしておらず、トータルでということにさせていただいております。説明の中で、ちょっとそこがわかりにくい部分だったかなというところはお詫び申し上げます。

四戸副議長

6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

はい。分けて数字もらわなくてもいいんですけども。思うのは、令和6年の分というのは、なぜ今っていう思いなんです。令和7年の人件費増になった分は、今、年度末で整理をするというのはわかるんですけども、令和6年度で増額になった分は、もう事前に整理終わってる部分でないかなと思うんですけど。うちの町は毎年繰出金できれいに整理をして、病院会計が赤字にならないような形になってきてますから、だから、今ここで令和6年度の人件費を持ち出すっていう意味合いがわかんないんですけども。それはなぜ今令和6年度の人件費ということになるんですか。

四戸副議長

総務課長。

総務課長

はい。これにつきましては令和6年度は人事院勧告があってその分、交付税も追加交付がありましたが、病院会計への繰り出しは議論の中でちょっと見送らせていただいております。この度、年度決算をしてみると、収支不足比率が

	出たり、令和7年度も引き続き給与改定がなされて、病院はかなり満床状態になったにもかかわらず経営上はかなり圧迫されている状況だということで、令和7年度については少し病院に支援が必要だということで、その分繰出金を少し支援が必要だと判断したところによります。
四戸副議長 6番 崎廣議員	6番崎廣議員。 はい。令和6年度、令和7年度という説明だったんですけども、単に令和7年度の年度末で赤になるのでこの分を繰り出すということなんですよ。そういうふうにしかとれないんですけども、そういうふうに認識してよろしいですか。
四戸副議長 総務課長	総務課長。 はい。説明上のわかりにくさ、もう一度お詫び申し上げます。基本的にはそのようなことで、ただ、申し添えたいのは、令和6年度についても、人件費高騰分については地方交付税が一般会計に入ってきているという部分で、本来その分は支援が必要だったというところですけども、病院会計については毎年運営費に対しても繰り出しをしてきている、そこに色はついておりませんので、そういった部分で令和6年度、追加支援はしなかったんですけども、今回そのような判断をさせていただいたというところで、ちょっと言い訳がましですけども、基本的には令和7年度の段階になって支援がさらに必要と判断したところによります。
四戸副議長 5番 金谷議員	そのほか質問はありませんか。5番金谷議員。 5番金谷です。42ページの歳出の企画費、12節の委託費の中で、ふるさとワーキングホリデー企画ということで、今年度希望者がいないということで300万円の減額補正ということなんです。これは従来、令和6年ですか、6年には実施されたというふうに私もちょっと記憶あるんですが、これについては令和8年については、今後この事業についてはどういうふうな考え方をしていくのかちょっとお聞きしたいんですが。
四戸副議長 まちづくり課長	まちづくり課長。 はい。お答え申し上げます。まず、ふるさとワーキングホリデーについては、令和7年度初めての試みとして導入してみたというものになります。中身につきましては第2世代交付金が財源でありまして、1週間から1か月の間で、多いのは大学生とかなんですけど、そういう方がワーキングホリデーという形で、例えば東京の学生さんが農家の手伝いに平取に来てくれて、1週間から1か月

アルバイトのような形で働くんですけど、ワーキングとホリデーがあるので、例えば週4日ぐらい、例として、トマト採りを手伝って、残りの3日は平取町を満喫してもらうみたいな建て付けのようになります。こちらについて担い手不足もあって、取り組みとして導入したらいいんじゃないかということで導入をしてみました。第2世代交付金で令和6年度まで、全額交付税措置されるっていう制度だったんですが、これが令和7年度からは措置率が半分になりました、町の持ち出しも必要になったということなんですね。最初この事業をやる時に、なかなかその行政側で平取のイベントを組んであげたり、事業者の方とマッチングしたりっていうのがやり切れるか、初年度っていうこともあって、手が足りないかなと思って、委託事業で組ませてもらいました。本州とかの事例で、実際に旅行会社なんかが請け負ってこの事業を運営しているっていうのがあったので、そのような形をイメージして予算を組んだんですが、先ほどまづ7年度から交付税措置が半分になってしまったんですね、全額出ないという形になったこともあって。それであると委託先を町内にして、町内にお金が落ちるということであれば、措置が半分でもいいかなということで、何とか町内で受託してくれるところがないかということで、事業収支を説明して指名願等を見て、手伝ってくれそうな業者ですとか、社団法人に掛け合ったんですけど、なかなかちょっと受けてもらえなかったということで、予算が流れてしまったっていうのが現状になっています。令和8年については交付税措置が下がったということもあるのと、今回の反省を踏まえて、実施できなかったというところも考えて、令和8年で検討して、体制整えば令和9年から、例えば寮が一元化されますので、それと寮の施設なんかも空くので、例えばそういったところを宿泊先として提供してワーキングホリデーをやるとか、もうちょっと幅広に考えられないかなというのも含めて、令和8年はちょっと検討して、令和9年から再開可能であればまた挑戦してみたいというような内容で考えています。以上です。

四戸副議長

5番金谷議員。

5番
金谷議員

説明ありがとうございます。この事業については大変いいことだというふうに思いますので、9年度にいろいろ今後考えながら、ぜひともこの事業を組んでいただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

四戸副議長

そのほか質問はありませんか。4番木村議員。

4番
木村議員

はい。4番木村です。今と同じところなんですけども、ちょっと追加して聞きたいんですが、ワーキングホリデーといえば海外に行って、日本の方は海外に行って向こうで働いて、そこの地域に何ていうんですかね、観光なんかもするみたいなことあるんですけど、うち、今回やろうとしたふるさとワーキングホ

	リデーについては、海外からの学生についても対象になるんですかね。
四戸副議長 まちづくり課長	まちづくり課長。
まちづくり課長	はい。お答え申し上げます。対象に学生というふうに限ったわけでもないので、学生さんが多いんですけど、限ったわけでもなくて外国の方も対象になります。実際浦河町さんで今年、確かフランスの方がこの制度でお手伝いに来てたかと思えます。以上です。
四戸副議長 4番木村議員	4番木村議員。 ありがとうございます。うちの町にも海外からいろんな大学の先生方が来るんですけども、その中で、学生を受け入れてくれないかっていうようなことを言われることがあってですね。その中で、やはりただ受け入れるのではやっぱりこっちも大変だっていうことで、ワーキングホリデー制度を使って、お互い交互留学っていうことで考える中でこういうことが使えるかなっていうの今ちょっと考えたので、今聞いたということで。これからいろんなそういう取組があった場合、参考にさせていただいて使っていければなというふうにして思えます。そして、続けていいですか。それで同じところの18節なんですけれども、UIJターンの就業支援金についてちょっと聞きたいんですが。これどのような取り組みをしてきたのか。要するにこれ支援金を使う人がいなかったってことなんだと思うんですけど、どのような取り組みをして応募をしてきたのかをちょっと聞かせていただきたい。
四戸副議長 まちづくり課長	まちづくり課長。
まちづくり課長	はい。お答え申し上げます。こちらの事業については移住支援金という形で、国のほうで作っている制度で、それを道を通じて町からこのような事案があった場合に半分負担をいただけるという制度で、今現在全道で140市町村がこの制度を用いて、同じ条件で受け入れを可能にしているところなんです。この建て付けとして東京一極集中を解消する事業として国が設けたものなので、東京23区からの移住でなければならないというところがあって、一応その受皿として制度がないとまず使えないので、この140市町村に入るために手を挙げたんですけど、今回はなかなかちょっと該当がなかったということになっています。例えば地域おこし協力隊だったりとかっていうところは対象にはならないっていう決まりとかもあり、今回対象の方がいなかったということなんです。ただ関係人口も認めるとか、リモートワーク、テレワーク要件を満たせばオーケーになるとか、例えば、23区に大学生として行っていた子が帰ってくるっていう時に、引っ越し費用も含めて活用できるとか、どんどん

制度は拡充していつているのもあるので、ちょっと要綱を作って参加してみたいんですけど、今年は該当がなかったという形です。この辺につきましては、ただちょっとPRをしっかりとしないと、事前申請が必要だったりっていうのもあるので、あとはぜひ活用する企業ももっと増やしたいというふうに考えているので、これからもっとこう、また活用がないということがないようにPRはしっかりとしていかなきゃ駄目かなと考えているところです。以上です。

四戸副議長

4番木村議員。

4番
木村議員

説明ありがとうございます。これ前に、ちょっと聞いたら、今思い出しました。いや本当、このUターン、Iターンについては本当大事な取り組みで、やっぱり町としても積極的に進めたほうがいいだろうなど。今これは道のほうに取りまとめしているって話なんですけども、町独自としてもこの事業については積極的にやっていくべきだろうなっていう、ちょっといつも思っていますので、ぜひ今課長のほうから説明あったようにPRがちょっと足りなかったかなっていう話だったので、ぜひ特にUターンについては町内から出て行って、学生が帰ってくる時っていうことなので、PR的にはやりやすいのかなっていうふうに思いますんでね、ぜひそこら辺をなんて言うんですかね、もっとPRして使っていただける人が増えるようにしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

四戸副議長

答弁はいいんですね。そのほか質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

なければ質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第16、議案第12号、令和7年度平取町一般会計補正予算第13号は、原案のとおり可決しました。

日程第17、議案第13号、令和7年度平取町介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

議案第13号、令和7年度平取町介護保険特別会計補正予算第3号についてご説明いたしますので、議案書54ページをお開きください。令和7年度平取町介護保険特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによるものであります。歳入歳出予算の補正であります。第1条は歳入歳出予算の総額にそれぞれ41万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億8,785万円とするものであります。2項は、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分

ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細明細書の歳出からご説明いたしますので、58ページをお開きください。今回の補正の目的は、令和6年度の繰越金を精算し、介護給付費基金へ積み立てるものでございます。4款1項1目介護給付費基金積立金、24節積立金41万8,000円を追加します。令和6年度から令和7年度への繰越金約1,200万円を財源として、7年度に確定した国・道交付金の返還を行って、今回繰越金の残額を介護給付費基金に積み立てるものでございます。歳出は以上でございます。続きまして、57ページをご覧ください。8款1項1目繰越金、1節繰越金同じく41万8,000円を追加します。令和6年度の繰越金を基金積立金の財源とするものです。以上、令和7年度平取町介護保険特別会計補正予算第3号についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

四戸副議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第17、議案第13号、令和7年度平取町介護保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決しました。

日程第18、議案第14号、令和7年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務長

議案第14号、令和7年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げますので、議案書59ページをお開き願います。第1条、令和7年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号は、次に定めるところであります。第2条、令和7年度平取町国民健康保険病院特別会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものであります。収入ですが、第1款病院事業収益、第2項医業外収益、既定予定額4億5,550万1,000円に補正予定額4,180万円を追加し、計4億9,730万1,000円とし、病院事業収益、既定予定額9億飛んで168万円を合計9億4,348万円とするものであります。次のページをお開き願います。60ページは、令和7年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更と明細ですが、補正予定額は記載のとおりであり、説明は次のページで説明いたしますので省略させていただきます。次のページをお開き願います。61ページ、収益的収入の1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計負担金、1節一般会計負

担金 4,180 万円の追加となります。先ほど議案第 12 号、一般会計補正予算でも説明がありましたとおり、令和 6 年度、7 年度の人事院勧告により給与費の大幅な増額改定がなされており、それに伴い、病院会計でも給与費の支出が増となっております。給与改定による給与費の増加分に対しましては、地方交付税で町のほうに追加交付されておりますので、それを財源として一般会計から繰り出しをしていただくものとなります。現在、各地の公立病院、民間病院を取り巻く環境は非常に厳しいものがありますが、当院の 1 月末現在においての入院、外来の診療収入は、令和 6 年度と比べましてプラスで推移しており、経営についてもスタッフ一丸となって努力をしておりますが、それを上回る物価高、人件費高騰の今般のご時世となっております。本補正予算について、ご理解いただきますようお願いいたします。以上、平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第 1 号の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

四戸副議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第 18、議案第 14 号、令和 7 年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第 1 号は、原案のとおり可決しました。

休憩します。再開は 13 時です。

（休憩 午前 11 時 56 分）

（再開 午後 1 時 00 分）

四戸副議長

再開します。

日程第 19、令和 8 年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明に入ります。はじめに町政執行方針の説明を求めます。町長。

町長

令和 8 年第 2 回平取町議会定例会にあたり、私の町政執行に関する所信の基本的な方針を明らかにいたします。第 7 次平取町総合計画案のテーマである「みんなであつろう！びらとりの未来（あした）！」を掲げ、町民と一緒にそれぞれの夢（あした）を実現できるまちづくりを引き続き進めてまいりたいと考えておりますので、議会、町民の皆様のご理解、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。世界は今、複数の地域で緊張が高まり、核軍縮の後退や中東・ウ

クライナ情勢の悪化など、国際秩序揺らぐ不安定な局面にあります。特に米露の核軍縮枠組みの失効が世界的な安全保障リスクを押し上げています。世界経済は「低成長・高不確実性」が続く見通しで、米国の貿易政策変更や世界的な投資停滞が日本経済にも影響を与えている状況です。日本の政治と経済は、高市首相政権の下で大きな転換期を迎える様相です。2月8日行われた衆議院議員選挙で与党は歴史的な大勝を収めました。今後の経済対策等への対応が国内経済の持続可能性を左右するカギとなっています。また、地方創生に関しては「地域未来戦略」という経済重視の新たな枠組みを掲げており、注目すべき点となっています。令和8年度の国の予算案は、一般会計の総額が過去最大となる12兆3,092億円となり、歳入面では、堅調な企業業績などを背景に税収が過去最大の8兆3,735億円になると見込まれていますが、不足する財源をまかなうため、国債を新たに2兆9,840億円発行する計画です。歳出では、医療や年金などの社会保障費が拡大し、3兆9,559億円となるほか、防衛力の強化に伴い防衛関係費は8兆8,093億円に増え、いずれも令和7年度の当初予算を上回りました。さらに、地方交付税交付金は2兆8,778億円、国債の償還や利払いに充てる国債費は、長期金利の上昇を背景に過去最大の3兆1,275億円となります。国債の発行額は、令和7年度当初予算と比べ9,369億円増え、財源の4分の1を国債に頼る厳しい財政状況が続く見通しです。令和8年度平取町各会計予算は、第7次平取町総合計画事業実施計画を基本とし編成いたしました。一般会計の総額は80億6,000万円で令和7年度と比べ8.1パーセント、6億700万円の増となっております。住民ニーズや将来を見据えた事業への対応、さらには義務的経費の増大などにより、財源の確保や配分など依然として厳しい状況は続きますが、本予算の執行にあたり次の内容で分野ごとに重点的に取り組んでいく所存です。第1「豊かな心を育むまちづくり」(教育・文化)【町長部局関連分】でございます。【アイヌ文化】「平取町アイヌ施策推進地域計画」に基づき、平取町のアイヌ文化の継承、復興のため、地域の団体、国や関係団体との連携のもと多様な文化の共生、共存を国内外に発信するとともに、沙流川流域のイオル(伝統的生活空間)の再生をはじめ、21世紀・アイヌ文化伝承の森プロジェクト事業などの各種事業も、様々な視点からの検証などによりさらに内容の充実を図り、継続的に取り組んでまいります。令和8年度はアイヌ文化の伝承、保存に貢献され国会議員の立場で、アイヌ新法等の制定に関わった萱野茂氏の生誕100年の年でもあり、博物館での特別展をはじめ記念事業を実施する予定です。また、第4次選定が完了した「重要文化的景観」のさらなる普及啓発と沙流川流域のアイヌ文化の今日的継承の価値と活動を体系的に構築する「びらとりエコミュージウム構想」も推進してまいります。【平取高等学校の存続】高校がなくなることによる地域の衰退が懸念されることから「平取高校の魅力化を図り存続させる会」での協議などをもとに、入学者の獲得について取り組みを強化してまいりました。令和6年度から地域みらい留学を通じて全国募集を開始するのと合わせ、

内部進学率の向上に努めた結果、令和８年度の入学希望者は３３名となりました。このことへの対応として、道外、町外からの入学者の受け入れ体制の整備を図るため、令和８年度には学生寮を整備する予定です。また、地域資源を活用した特色ある教育プログラムの実践を地域の方々の議論と協力により支援する体制を作ってまいります。学力向上のための「びらとり義経塾」の運営に関しては、利用実態等改めて検証し、より効果的な運営方法について検討してまいります。第２「健康で楽しく暮らせるまちづくり」（保健・医療・介護・福祉）

【健康づくり】町民の健康寿命の延伸を目標として一人一人が自分らしく豊かな人生を送れるよう健康づくり活動を推進してまいります。「第１期平取町健康増進計画」での７つの柱で特に重点的に取り組む柱を「生活習慣病対策」「こころの健康対策」「禁煙対策」としております。これらを基本に、働き世代への介入を増やし、事業所等での保健指導、健康教育を強化するとともに、各種検診の受診率向上に向けた勧奨等の取り組みを進めてまいります。また、地産地消につながる食を通じた健康づくりを推進するため「平取町食育推進計画」に沿って、丈夫で健康なからだづくりをめざす食育事業を継続してまいります。【地域医療】平取町国民健康保険病院は、地域の基幹的な公的医療機関として、診療から健康診断、予防接種など長年にわたり町民の健康を支える重要な役割を果たしています。今後も救急医療体制の維持、高度化・多様化する医療ニーズに応えるため、関係機関との連携を強化し、必要な地域医療体制の確保を図ってまいります。経営は医師を中心とした医療スタッフの努力及び診療報酬の改定等により令和８年度の医業収益は増額を見込んでおりますが、人件費や物価の急激な高騰により経営環境は厳しさを増しております。今後も「平取町国民健康保険病院経営強化プラン」に基づき経営健全化の具体的な方策を進め、安定的で質の高い医療サービスの提供をめざしてまいります。【高齢者福祉（地域包括ケア）】高齢者ができる限り自分の力で自分らしく尊厳を持って暮らすことができるよう、質の高い保健医療・福祉サービスの提供や、安定した介護保険制度の確立をめざしてまいります。介護予防活動としての「通いの場」の充実、医療と介護が一体となった支援体制、介護保険の安定的な運営による高齢者福祉サービスの安定供給など、第９期平取町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、病院、地域包括センター、平取町社会福祉協議会や平取福祉会、企業等が相互に連携し、健康づくりや介護予防に取り組める体制の強化、及び支援体制などのさらなる充実を図ってまいります。【障がい者福祉】障がいのある方が、必要な支援を受けながら、地域で自立した生活を送り、仕事や学び、趣味などを通じて地域とつながることをめざし、地域において必要な障がい福祉サービス、相談支援、及び地域生活支援事業などの各種サービスを計画的に提供できるよう「第１期障がい者プラン」に基づき推進してまいります。平取養護学校高等部の卒業生などを含む障がいのある方が、可能な限り地域での自立をめざすことができるよう、就労の場の拡充と住居などの確保のため、令和８年度で本町グループホームの建設と指定就労継続支援事業所の整備に向けて

関係団体と協議のうえ、具体的な整備を検討してまいります。【地域共生・生活支援】自治会をはじめ、各地域で活動を行う民生委員・児童委員や福祉委員の方々には、地域福祉活動推進のための大きな役割を担っていただいております。しかし、人口減少などの要因により、地域福祉活動を担う人材の確保や活動資金の調達に苦慮する状況が顕著になっていることから、地域活動への必要な支援体制を、自治会や関係団体との協議の中で取り組んでまいります。【アイヌ福祉】アイヌの人々の生活の安定と雇用の促進を図るため、生活相談支援体制を充実させるとともに、各種貸付制度等については、利用する側の立場に立った条件の検討が求められている現状がありますので、制度の有効かつ安定的な運用のための検討を進めてまいります。また、各地域の生活館等の適正な維持管理と、令和8年度には荷負生活館の改築も計画に沿って実施してまいります。

第3、安心して子育てできるまちづくり（子ども・子育て支援）【妊娠・出産・子育て支援・地域の子育て支援】令和7年度を初年度とする「第3期平取町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども家庭センターを核とした相談・支援のワンストップ化を進め、母子健康手帳の交付や親子教室、乳幼児健診、予防接種など総合的な母子保健事業を実施し、妊娠期から切れ目のない支援を行い、平取町の子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。また、放課後児童クラブ、児童館等の受け入れ環境を検証し、子どもの居場所と体験活動の機会の充実を図ってまいります。【保育・幼児教育】児童数が減少してゆくなか、町内の認可保育所や認定こども園の運営は厳しい状況にあり、さらに保育人材の確保も課題となっています。保育士の処遇改善や働きやすい職場づくり、研修・相談体制の充実を図り、人材確保と保育の質の維持向上などに関し支援を行い、合わせて保護者の経済的負担軽減のため、保育料の無償化による支援を継続してまいります。【仕事と子育ての両立】ひとり親家庭をはじめ、仕事と子育ての両立に必要な相談支援体制を整備し、就労支援機関等との連携により、家計、養育、就労を一体的に支える支援を進めるとともに、働き方や家庭の状況に応じた、延長保育や放課後の居場所づくりなどの環境整備を進めてまいります。

第4、活力を生むまちづくり（産業）【農業】平取町の主要作物である施設野菜の栽培は、昨今の地球温暖化の影響と言われる猛暑や、燃油をはじめとした資材物価等の高騰により厳しい状況にありますが、令和7年度の販売額がトマトでは42億8,190万円、キュウリも3億6,790万円を超え、「びらとり」ブランドは確実に定着してきています。反面、生産農家の高齢化や離農、働き手の確保ができない等の理由により作付面積は減少してきており、産地維持のため、後継者や新たな担い手、労働力の確保が大きな課題となっています。担い手確保のための新規就農支援、第三者継承、「就農チャレンジ農場」での研修生の育成などに引き続き取り組み、支援制度の拡充等を図ってまいります。合わせて省力化、省人化、生産性の向上を図るため、スマート農業を推進してまいります。「びらとり和牛」については、飼料、資材や人件費などの生産経費は依然として高止まりが続いています。

素牛の価格は堅調である一方、枝肉の価格は消費低迷が要因で低い状況にあり、平取町畜産公社を含む畜産農家の経営は今なお厳しい状況が続いております。先人が築いてきた「びらとり和牛」のブランドを継承するためにも厳しい時期を乗り越える持続可能な生産体制づくりについて、畜産公社や関係農家、農協、関係団体との情報共有などにより、様々な視点での検討を進めてまいります。

酪農・養豚・軽種馬等の畜産振興についても生産者及び関係団体との協議連携を基本に、平取町としての支援を継続してまいります。農業生産基盤と農村生活環境の整備を計画的に進めることで、農業の持続的発展、農村の振興、食料の安定供給、多面的機能の発揮を引き続き図ってまいります。また、国の制度改革に伴い水田の畑地化が急速に進み、各地域における農業の将来像を描く「地域計画」に基づく農地の保全や有効活用の重要性が高まっています。今後、新たな土地利用型農業法人の誘致の検討をはじめとし、畑作物や露地野菜の作付振興、農業施設の効率的な維持管理、耕作放棄の防止等、各地域の課題解決に向けて地域や関係機関と十分に協議を重ね対応してまいります。

【林業】平取町の森林は豊かで恵みある貴重な自然資源であり、その多面的機能の発揮と維持・増進を図るために、森林環境保全整備事業や森林環境譲与税を活用し、持続可能な森林整備を推進してまいります。町有林の適切な管理と循環型経営を確立するために、年間皆伐事業量を30ヘクタールと設定し、必要な施業を計画的に進めるとともに、民有林については、安定的な森林整備と効率的な施業のため、森林整備計画に基づいた造林事業等を推進し、所有者の経営安定を図ります。合わせて、林業の生産性向上を図るために、森林施業の基盤となる林道等の開設や適切な維持管理を推進してまいります。担い手不足と就業者の高齢化が進んでいる森林作業現場において、労働条件の改善、技術・技能の向上、労働災害防止等を図るための助成や支援を進めてまいります。また、子どもたちが身近に木とふれあうことのできる場を提供し、豊かな心を育むための木育推進事業を進めてまいります。

【商工業】人口減少、時代の趨勢や消費者の価値観の変化などから、町内の商工業者の経営は厳しい現状にあります。持続可能な経営を支援するため、後継者対策として事業承継支援制度、小規模事業者の借入れに対する利子補給制度を継続運用するとともに、町内での起業環境の整備や地域の素材を活用した新たな商品開発、空き店舗を活用した賑わいの創出などについて、商工会をはじめ関係機関と連携し積極的に進めてまいります。

【雇用・人材育成】農林業、建設運輸業、医療福祉など地域を支える産業の担い手確保に向け、各事業所などにおける労働力確保や技術継承などについて支援をしてまいります。

第5、地域資源を活かしたまちづくり（観光）【観光基盤・観光資源】アイヌ文化体験などによるアドベンチャーツーリズムなどの提供や、観光資源としてのすずらん群生地、国立公園ポロシッ、二風谷コタン、びらとり温泉ゆから、義経神社、映画ロケ地、二風谷ファミリーランドやニセウエコランドなどへの積極的な誘客と合わせ、観光資源の新たな掘り起こしを、観光協会やアイヌ文化振興公社などの関係団体と連携し推進してまいります。ふる

さと納税については、平取町の魅力向上と新たな返礼品の掘り起こしや特産品のピーアール効果を期待するとともに、寄附額4億円をめざし取り組みを強化してまいります。【観光プロモーション・観光体制】観光情報の効果的な発信のため、各種メディアやSNS、WEBなどの各種媒体を活用しながら、首都圏でのプロモーションや公式キャラクターによる発信を強化してまいります。平取町の観光事業の主体となる観光協会の機能を強化し、観光事業の担い手や自然、文化ガイドなどの人材の育成を、観光協会、地域と連携し進めてまいります。第6、「環境に優しいまちづくり」（ゼロカーボン・環境共生）【脱炭素・エネルギー・循環型社会】エネルギーの地産地消をめざし、ゼロカーボンシティ宣言に基づく地球温暖化対策実行計画に取り組み、木質バイオマスの活用をはじめ、地域の再生可能エネルギー活用による地域内経済循環型システムのさらなる構築と家庭での脱炭素についての啓発や取り組みを進めてまいります。また、ごみの減量化、資源のリサイクルを積極的に推進し、負荷環境の低減をめざした循環型の地域づくりを進めてまいります。【自然環境】日高山脈襟裳十勝国立公園をはじめ、平取町の豊かな自然環境を次世代へ継承するため、緑化の推進など、適正な保全活動を推進します。また、ヒグマやエゾシカなどの有害鳥獣対策を関係機関と連携し進めてまいります。【景観・公園】平取町景観計画や平取町文化的景観保全計画などに沿って、景観の保全に努めてまいります。また、当町でも大規模な太陽光発電設備の整備の需要が高まる傾向にありますが、脱炭素社会の実現と良好な景観形成の両立を図るため、実効性のあるルールなどの検討を進めてまいります。第7、快適に暮らせるまちづくり（安全・安心なまちづくり）【防犯・交通安全】警察、推進団体、自治会などとの連携協力を深めながら、町民を犯罪及び交通事故の加害者にも被害者にもさせない意識の啓発と環境づくりに取り組むとともに、詐欺や悪質商法に関する情報提供などを行い、消費者の被害防止対策を強化してまいります。【防災・減災】災害時における危機管理体制を充実させ、迅速な対応を可能とする体制を強化するため、計画的な備蓄品の確保、関係機関、団体との協力体制の確保や町民の防災意識の向上を図り、減災及び想定する災害に対応できる体制を構築してまいります。【救急・消防】消防はさらなる資機材の充実強化、消防団との綿密な連携に努め有事の際の適切な対応を図るとともに、救急体制は各関係機関との連携を強化し、救急隊員のスキルアップを図り、救命率の向上に努めてまいります。合わせて老朽化した平取消消防署消防団本部合同庁舎の建て替えについても検討してまいります。【道路・交通】日常の巡回、連絡体制の強化、予防保全型の維持補修による道路、橋梁施設の長寿命化を図ってまいります。合わせて、道路交通の円滑化と安全確保のため、幹線道路の適切な維持管理に努めてまいります。また、国や北海道が管理する道路施設の整備については、一般国道237号の維持補修や道道平取静内線の貫気別市街地区間の整備、道道宿志別振内停車場線改良など、町内に多くの整備箇所があることから、引き続き関係機関に早期整備を強く要請してまいります。地域公共交通の運用には、通学や高

齢者や障がい者の移動手段の確保のため、現在の路線バス、デマンドバス、福祉バスなどの利用実態等の把握などを基に、経済的、効率的なそれぞれのニーズに対応できる持続可能な公共交通の在り方を検討してまいります。【水道・生活排水・河川】安全な水の安定供給のために水需要を的確に把握するとともに簡易水道配水管長期整備計画に基づき効率的な水道管の更新を進め、有収率の向上をめざすと共に、令和7年度を改定した簡易水道事業経営戦略に基づき、水道事業会計の健全化を図ってまいります。生活雑排水施設の適正な処理能力の維持には、現在の施設では多額の費用を要することから、現状を把握し、新たな視点で持続可能な処理施設の改修などを検討してまいります。町管理河川は堆積土砂の除去等を計画的に進め、災害時の備えを進めてまいります。合わせて、国、道管理河川の河道掘削や樋門の整備なども継続的に要望してまいります。また、「平取町かわまちづくり計画」に基づき、国との連携による水辺空間の整備・保全を行うとともに、アイヌ文化の伝承や観光、交流事業にも関連する河川利用を図ってまいります。【情報通信】光ファイバー網の適切な管理と新たな情報インフラ整備の検討を進めるとともに、町民がデジタル技術の利用に不安や困難を感じることなく、安心して暮らせる環境を整備してまいります。

【住環境・住宅・土地利用】町内での暮らしや雇用の確保には、住環境の整備が必須の条件となることから、引き続き公営住宅の整備について年次計画で実施してまいります。令和5年度に策定した「平取町住生活基本計画」に基づき令和6年度に策定した「みどりが丘住宅団地建替え計画」により、民間資本やノウハウを活用し、公営住宅等の整備を進めてまいります。合わせて民間の賃貸住宅の増設を進めるための支援制度を継続するとともに、空き家バンクの充実や、空き家活用なども検討し、住宅数の確保を図ってまいります。また、町内の良好な景観の形成や倒壊による事故防止という観点からも制度の充実を図り、廃屋等の撤去を進めるとともに、未利用町有地の計画的な利活用を検討し、新たな産業創出や定住促進などにつなげてまいります。第8、みんなで歩む協働のまちづくり【協働・参画のまちづくり】【住民協働・コミュニティ】町民ひとり一人が、自身がおかれているコミュニティの必要性を認識し、共助や行政との協働でこころふれあう地域づくりをめざすため、自治会活動やコミュニティ活動を積極的に支援してまいります。合わせて、中高生など若い世代がまちづくり参画できる多様な機会を創出し、地域活動の担い手を育ててまいります。

【人権尊重・多様性】女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人などすべての方の人権が尊重される社会、地域をめざし、人権の「権」がちょっと間違っていますよね。訂正願います。権利の「権」です。人権教育や相談体制の充実を支援してまいります。【広報・広聴】広報誌、ホームページ、公式LINE等の多様な媒体を効果的に組み合わせ、町民が必要な情報を迅速に入手できる環境を整えるとともに、双方向のコミュニケーションツールを活用した住民意向の把握のための手法なども検討してまいります。【行財政運営・行政サービス・DX】多様化、変化する住民ニーズに対応できる役場機能の構築と職員の育成、人材

の確保に努めてまいります。そのための研修の強化や他団体との人事交流、大学生や高校生のインターンシップ制度の導入などを積極的に進めるとともに、ハラスメントの防止、労働環境の改善など、働きやすい職場の環境づくりを進めてまいります。合わせて、A IをはじめとするD Xの導入により、マンパワーの補完と行政文書のデジタル化やペーパーレス化による事務効率の向上を図ってまいります。役場庁舎や消防庁舎、その他改築を考慮しなければならない施設等について、利便性や経済性なども考慮し、効率的な整備を進めるため、それぞれの施設の改築の整備方針とスケジュールなどについて検討してまいります。令和8年度の予算においては、人件費、公債費等の義務的経費の増加により投資的経費への充当一般財源が不足するため、基金からの繰入額が増加しており、令和8年度も5億円を超す額の繰入れが予定されています。このような厳しい状況下ではありますが、投資的経費予算の確保は、地域経済の循環や雇用の確保といった重要な側面もあることから、国や道、関係機関等の制度による特定財源や良質起債の充当などを必須の条件としながら、令和8年度を初年度とする第7次総合計画の事業実施計画を基本に、健全な財政状況を維持できる持続可能な財政構造の構築に努力をしております。多様化する住民ニーズに限られた財源で最大限の対応を図るため、事務事業等の選択、施行は極めて難しいものがありますが、議会、町民の皆様と情報を共有し、様々な課題に向き合いながら解決の手法を探り、この平取町を次の世代に引き継ぐための努力を続ける所存ですので、さらなる支援とお力添えを心よりお願い申し上げ「令和8年度町政執行方針」とさせていただきます。

四戸副議長
教育長

次に、教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

それでは、令和8年度教育行政執行方針を説明いたします。「平取町の歴史・風土や文化を愛する心豊かな人づくりをめざして」を基本理念とし、豊かな自然と地理的条件のもと、この地に先住し自然を敬い共生してきたアイヌ民族や先人たちがともに築いた郷土の歴史、文化の理解を深めながら、厳しい社会を生き抜くためのスキルを身につけ、心豊かで責任感を持った人づくりをめざします。また、A Iをはじめとするデジタル技術の進化や社会のグローバル化が進む中、将来の見通しが立ちにくい時代を主体的に生き抜く力が求められています。こうした変化を、新たな学びと働き方を創出する契機と捉え、誰もが安全で安心して学べる環境の整備に努めるとともに、学校・地域・教育委員会が相互に連携・協働し、地域課題の解決を通じて、持続可能な地域づくりに資する教育行政を推進してまいります。以下、教育委員会として令和8年度に重点的に取り組む施策について申し上げます。学校教育の充実、学力の向上。全国学力・学習状況調査への参加と町独自で行う標準学力検査の調査と結果の分析・検証を速やかに行い、学習活動を「個別最適な学び」と「協働的な学び」の視点から捉え、「知識・技能、思考・判断・表現力、主体的に学習に取り組む態度」

の育成に向けた授業改善に取り組む体制づくりを進めます。ICT教育の推進については、GIGAスクール構想により児童生徒一人ひとりにタブレットパソコンや高速ネットワークが整備され、クラウド活用やデジタル教科書などの導入が進む中、これらの機器を効果的に活用することが重要となります。教員の活用スキルの向上と児童生徒の機器活用能力の向上を目指すとともに、情報モラルに係る指導も行っていきます。さらに各校で一人一台端末を効果的に活用し、学校での学習に加え家庭学習との連続性を進めることで、学習内容の定着と主体的な学びの充実を図ります。特別支援教育の充実に関わっては、障がいの有無にかかわらず、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、学習面や生活面の困難さを軽減し、可能性を最大限に伸ばす教育の推進を目的とします。発達障害のある児童生徒や不登校など、様々な要因により学校生活に困難を抱える児童生徒に対しては、個々の状況に応じた支援を行うとともに、スクールカウンセラー等の専門職や関係機関との連携し、心理的安全性を重視した教育環境の整備、教職員研修の充実及び校内支援体制の強化を通じて、安心して学び続けることができる学校づくりを進めます。アイヌ文化学習の推進については、平取町の重要な財産であり、町の振興発展に欠かせない教育資源ではあるアイヌ文化を、すべての児童生徒が学びを深め、郷土を誇りに思えるような学習機会の提供と環境づくりに努めます。キャリア教育の充実については、自己の将来像や生き方について考える機会を大切にし、地域や関係機関と連携した体験的な学習を通して、自己理解を深めるとともに、現在の学びと将来の進路とのつながりを意識できるよう支援し、発達段階に応じた社会的・職業的自立に必要な資質・能力の育成に取り組みます。生徒指導体制の充実については、いじめの未然防止及び早期発見・早期解消に向け、組織的かつ迅速な対応、体制の充実にも努めてまいります。また、不登校や支援を要する児童生徒及びその家庭への対応については、教育委員会に配置するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、教職員の対応力向上を図るとともに、児童生徒の心のケアや教職員・保護者への心理的支援を充実させ、学校と関係機関が連携した組織的な支援を進めてまいります。教育施設の維持管理については、令和7年度までに、全小中学校の普通教室への空調設備を整備し、児童生徒が良好な環境のもとで学習できる体制を整えました。今後も、教育施設の計画的な環境整備と適切な維持管理に努め、安全で快適な学習環境の確保を図ってまいります。児童生徒が食の大切さを理解する上で、学校給食は重要な役割を担っていることから、栄養教諭をはじめとする給食関係者の衛生意識の向上と管理の徹底に努め、安全で安心な学校給食の提供を図ります。学校の適正配置については、少子化の進行により学校の小規模化が進む中、良好な教育環境の確保と学校規模の適正化を図るため、該当する学校について、令和8年度も引き続き協議・検討を進めてまいります。学校部活動の地域展開については、令和8年2月に、学校部活動に代わる「平取町地域クラブ」を創設しました。今後は、日高町等との連携・協力を一層深め、指導者の育成や確保、安

定的な運営に向けた財源確保などの課題解決を図りながら、生徒が継続してスポーツや文化活動に親しむことができる環境づくりを進めてまいります。また、学校部活動の地域展開を通じて、教職員の負担軽減と働き方改革を推進し、教育活動の質の向上につなげていきます。平取高校の魅力化については、今年3月の入学出願状況は、一昨年の6名、昨年の21名からさらに増加し、30名を超えています。令和8年度も「平取高校魅力化を図り存続させる会」を中核として、教育委員会・平取高校・びらとり義経塾の連携を更に強め、高校の魅力向上と安定的な生徒確保に向けた取組を進めます。青少年育成活動の推進については、青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、地域住民との関わりや多様な社会体験の機会を大切にし、地域社会の一員としての自覚と責任を持ち、健やかに成長できる環境づくりを推進します。また、成人・高齢者教育の充実については、生涯学習への意識向上を図り、町民一人ひとりが生涯にわたって主体的に学び続けられる学習環境の整備を進めてまいります。あわせて、高齢者大学の開催などを通じ、新しい知識や技能の習得、仲間づくりや世代間交流を促進し、生きがいのある豊かな生活を支えます。読書活動の推進については、魅力ある蔵書の整備と資料提供の充実を図り、住民の教養と調査研究、余暇活動を支えるとともに、生涯にわたる読書習慣の定着を推進します。また、町内各学校や関係団体、ボランティアと連携し、児童生徒の読書活動及び学校図書室の充実を支援いたします。生涯スポーツの推進については、スポーツを通じて子どもから大人までが世代を超えて交流し、健康で活力ある地域づくりを進めます。また、各種スポーツ行事や教室の開催、指導者の育成・支援に取り組むとともに、スポーツ関係団体との連携し、競技力の向上や、地域に根ざしたスポーツ活動の充実に図ります。文化財の保存と活用、二風谷アイヌ文化博物館については、貴重なアイヌ文化の伝承とする拠点として、所蔵資料の適切な管理を努めるとともに、常設展示や特別展の開催など、魅力ある博物館運営を推進します。また、二風谷工芸館をはじめとする周辺施設と連携し、学習機会の充実や来館者の対応の向上を図ります。沙流川歴史館では、企画展展示室やレクチャーホールを活用した企画展・特別展・講座等を継続的に開催するとともに、関係団体と連携した施設活用を進めています。あわせて、展示什器等の必要な整備を行い、適切な管理運営を図るとともに、まちの歴史や自然などに触れる学習の機会の提供に努めます。開拓財産については、平取町の開拓期に使用された農機具や生活用具を適切に保存し、当時の産業や暮らしを理解できる展示に努めます。また、学校教育における総合的な学習の時間や郷土学習、農作業体験などを通じて、開拓財産の有効活用を推進します。アイヌ文化伝承活動団体への支援と協力。アイヌ文化の普及啓発を図るため、平取アイヌ文化保存会をはじめとする伝承活動団体への支援と協力を行い、活動の活性化や後継者育成に努めます。また、体験学習の充実と魅力発信を推進します。有形・無形文化財の保護と活用、有形文化財「旧マンロー邸」や重要有形民俗文化財「北海道二風谷及び周辺地域のアイヌ生活用具コレクション」、有形文化財「二

風谷遺跡群出土品」、有形文化財「イタ」、「アットゥシアミツ」など、地域の貴重な文化財を適切に保護するとともに、関係団体と連携し、活用事業を推進します。あわせて、ユネスコ無形文化遺産にも登録されている重要無形民俗文化財「アイヌ古式舞踊」、無形民俗文化財「イタの制作技術」、「アットゥシの制作技術」について、保存継承活動や伝統行事への支援を行い、地域文化資源として活用を図ります。名勝・記念物の保護と活用。北海道を代表するアイヌ伝承地である名勝ピリカノカ「幌尻岳」、「オキクルミのチャシ及びムイノカ」について、保存と普及啓発、活用の推進を図ります。また、天然記念物「すずらん群生地」についても、適切な保存と活用を努めます。重要文化的景観の保護と活用。重要文化的な景観「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」について、第4次選定されることを踏まえ、関係機関と連携しながら、適切な保存と活用に向けた施策を計画に推進します。教育委員会は、町及び関係機関と緊密に連携し、変化する社会や多様化する教育課題の的確に対応しながら、平取町の未来を担う子どもたちの学びと成長を支える教育の充実に努めてまいります。あわせて、町民一人ひとりが生涯にわたり学び続け、生きがいや心の豊かさを実感できるよう、生涯学習・社会教育・スポーツ・文化財の各施策を総合的に推進し、潤いと活力のある地域づくりに寄与する「生涯学習のまちづくり」を目指してまいります。むすびに、町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、令和8年度教育行政執行方針といたします。

四戸副議長

以上で、令和8年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を終了します。日程第20、議案第15号、令和8年度平取町一般会計予算、日程第21、議案第16号、令和8年度平取町国民健康保険特別会計予算、日程第22、議案第17号、令和8年度平取町後期高齢者医療特別会計予算、日程23、議案第18号、令和8年度平取町介護保険特別会計予算、日程第24、議案第19号、令和8年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、日程25、議案第20号、令和8年度平取町簡易水道事業会計予算、以上、議案6件を一括して議題とします。それでは、令和8年度一般会計予算について、説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは議案第15号、一般会計予算について、ご説明をさせていただきますので、お配りをさせていただきましたピンク色のファイルに綴られている各会計予算書の説明書きがある資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。それでは1ページ目をお開き願います。一般会計予算については総額80億6,000万円。第2条で継続費を第2表で定めること、第3条で債務負担行為を第3表で定めること、第4条で地方債補正を第4表で定めること、第5条では一時借入金15億円と定めることを掲載しております。それでは歳入歳出予算の事項別明細書においてご説明をさせていただきますので、94ペ

ージをお開き願います。座って失礼させていただきます。９４ページ、説明にあたっては、款と項の名称は省略させていただき、番号のみとして説明させていただきたいと思いますので、了承いただきたいと思います。９４ページ、１、１、１の議会費、１節報酬、議員報酬なんですけども、対前年度２３９万２、０００円のマイナスとなっております。これは議員の１名減により、報酬また職員手当、共済費が減額となっております。８節旅費、費用弁償、対前年度比較で１１４万９、０００円の増となっております。これは道外視察研修分とパキスタンギルギット市との交流訪問のための費用弁償が増加しているものです。９５ページをお開きください。２、１、１、一般管理費、１節報酬、会計年度任用職員（パートタイム分）ですが、対前年度で５４２万３、０００円の増となっております。これはパートタイム会計年度任用職員４名増となりますが、うち３名については振内生活支援ハウスきずなの直営化による雇用分の増です。２節給料、対前年度で３、５２３万３、０００円の増となっております。正規職員及び再任用職員の人数の変更はございません。任期付職員は、会計年度任用職員からの登用を行い２名増、フルタイム会計年度任用職員は退職者の補充や委託から直営への切り替えなどにより２名増となっております。３節職員手当、対前年度１、９６３万５、０００円の増となっております。これは期末勤勉手当０．０５か月分の増、あとは給料額の増や人員の増などによります。９６ページをご覧ください。１２節、対前年度で総額７、２１５万９、０００円の減となっております。この内、最も大きな要因は自治体行政システム標準化委託料、ここには記載されておりましたが、それが前年度はあったためということで、その分だけでも６、８１８万４、０００円の減となります。３行目にありますクラウド型庁内連携システム構築導入委託料とあります４９５万円の予算ですが、現在、職員間で利用しているグループウェアでありますサイボウズは、サーバー機器を町が設置し運用しておりますが、これをクラウド型の別システムに変えてテレワークを可能とするとともに機能の拡張により利便性を高めようとするものです。７行目にあります文書管理システム導入委託料３３０万円です。これは文書管理及び決裁を電子で行うペーパーレス化事業を実施するための委託料です。１番下の項目の庁舎基本計画策定業務委託料９８０万円です。これは現在、職員間で基本構想のたたき台を検討しておりますが、それが作成できましたら検討委員会を組織し、素案と基本計画の策定を行うための委託料となります。１３節使用料及び賃借料、１行目、行政システム使用料３、７７０万円の計上です。自治体行政システム標準共通化後のシステム使用料となります。令和７年度との比較で３、４４７万円の増となります。３行目、庁内情報処理機器等使用料１、３２７万６、０００円の計上です。標準化・共通化により、政府共通クラウドを利用することとなる使用料でマイクロソフトライセンス使用料などの予算となります。次が、文書管理システム使用料１０４万３、０００円ですが、これは文書管理システムの使用料、新規項目となります。失礼しました９７ページのご説明です。１７節備品購入費、連絡車４００万円の計上で

す。リース終了となる1台の公用車をハイブリッド車へと更新し、購入とすることで、脱炭素債を充当しようとするものです。18節負担金、補助及び交付金の中の平取町自治会総合交付金1,333万9,000円です。これは交付金の改定を想定し286万2,000円の増額としておりますが、令和8年度において自治会と協議検討を行う考えです。99ページをお開き願います。2、1、3、財産管理費10節需用費、修繕料全体で335万円の計上ですが、この内、振内単身者住宅内部改修分ということで、管理人室を単身者用1LDKへ修繕するため、対前年度100万円の増額となっております。14節工事請負費、職員住宅解体工事として1,000万円の計上です。これは本町みどりが丘地区の老朽化した職員住宅を4戸解体し、その跡地を町営住宅として利用しようとするものです。町有建物解体工事211万2,000円の計上です。これは旧振内営林署敷地内にある建物1棟を解体しようとするものです。18節負担金、補助及び交付金、教職員住宅整備費助成金2,500万円の計上です。これは令和8年度より職員住宅教員住宅確保対策として民間が共同住宅の整備運営を行い、町がそれを借り上げる方式を推進していくこととしておりますが、整備費に対しても助成を行い、運営支援と家賃抑制の両立を図ることとし、2LDKまでは1戸あたり200万円の10戸、3LDKは1戸あたり250万円の2戸、合わせて2,500万円の予算計上としております。105ページをご覧ください。2、1、9、企画費、7節報償費、2行目の平取高校学生寮、食事提供者謝金403万2,000円とあります。これは高校生寮の運営のため3名の謝金を計上し、対前年度126万円の増となっております。3行目の項目になりますが平取高校学生寮管理者謝金345万6,000円の計上です。これは地元採用のハウスマスターを設置するための謝金となります。10節修繕料には、空き家等相談事務所修繕料を含み400万円を計上し、これは既存家屋を空き家等相談事務所として使用するための修繕料となります。106ページをお開きください。14節工事請負費として、対前年度8,737万8,000円の増となっております。これは平取テレビ中継局放送機の更新が4,502万8,000円、みどりが丘地区における民間共同住宅建設促進のための用地の外構工事2,200万円、インターネット回線を活用した電話交換設備であるIPボックスの空調設備等更新工事2,035万円を新たに計上しております。18節負担金、補助及び交付金の2行目、民間賃貸共同住宅整備費助成金2,400万円の計上です。令和8年度は、1LDK、2LDKそれぞれ4戸の8戸の助成金を計上し、対前年度1,600万円増としております。109ページをお開き願います。2、1、12、ゼロカーボン推進費、18節負担金、補助及び交付金、住まいのゼロカーボン化推進補助金で586万5,000円を計上しております。令和7年度に引き続き実施するものですが、エアコン需要の高まりにより令和7年度より30台増の50台への補助を計上しております。110ページをお開き願います。2、1、13、防災対策費、17節備品購入費であります。これは国のJアラ-

トシステムの更新を行うものです。118ページをお開き願います。3、1、1 社会福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金の1行目、共同生活援助施設整備事業補助金1億360万8,000円計上です。本町地区に障がい者グループホームを整備しようとする社会福祉法人平取福社会への補助金です。2行目、指定就労継続支援事業所整備事業補助金2,200万円の計上です。障害者の平取町での生活を支援するため、本町地区に指定就労継続支援事業所を整備しようとする平取福社会への補助となります。120ページをお開き願います。3、1、2、老人福祉費で本科目には振内生活支援ハウスの経費と令和7年度までのすこやか福祉基金費に計上していた緊急通報システム運営に関する経費を計上し、すこやか福祉基金費は科目を廃止としております。18節負担金、補助及び交付金の4項目、びらとりデイサービス送迎車両更新費補助金486万9,000円の計上です。送迎車両の老朽化による更新を行うため平取福社会に補助するものです。122ページをお開き願います。ふれあいセンター管理費、この科目番号は昨年度まではすこやか福祉基金費でしたが、廃止によりふれあいセンター管理費を第9項から第3項へ移行しております。123ページをお開き願います。3、1、4福祉施設費、10節の修繕料です。961万4,000円の計上ですが、これはびらとり温泉ゆからの温泉湯沸ポンプについて、2年に1度オーバーホールを実施するための予算457万6,000円と、客室空調設備の修繕を客室に2台分、それと男女脱衣場において実施するための予算227万8,000円、男女大浴場浴槽修理費176万円などを計上しております。125ページをお開きください。3、1、6、生活館費、12節委託料、1番下の荷負生活館改築工事監理業務委託料660万円を計上しております。14節工事請負費、3行目にあります長知内ふれあい館照明LED化工事が新規計上で331万1,000円、1行目と2行目で荷負生活館改築工事及び外構工事、改築工事費として1億9,721万9,000円を、外構工事費として3,331万9,000円を計上しております。17節備品購入費です。765万7,000円の計上ですが、これは荷負生活館備品として計上しております。126ページをお開き願います。3、1、7、アイヌ施策推進費、12節委託料、3行目のジャパン・ソサエティー派遣業務委託料2,023万5,000円の計上です。これはニューヨークで開催されるジャパン・ソサエティーイベントに派遣し、アイヌ文化をPRしようとするものです。9行目にありますアイヌ文化国際交流事業委託料586万1,000円の計上です。これは台湾の先住民族との交流事業となります。129ページをお開き願います。3、2、1、児童福祉総務費、12節委託料、1行目の子どものための教育・保育給付費1億29万6,000円の計上です。保育無償化を行うための常設保育所に対する予算で、対前年度399万9,000円増となっております。18節負担金、補助及び交付金の2行目、結婚新生活支援事業補助金150万円の計上です。これは結婚に伴い新婚生活をスタートする世帯を支援するため、結婚後に新たな生活を始めるための家賃や引っ越し費用等の一部を補助しようとするものです。

4世帯分を計上しております。132ページをお開き願います。3、2、3、児童福祉施設費です。ここには、子ども発達支援センターの運営に係る費用をこの科目に統合しております。139ページをお開き願います。4、1、6、診療所費、14節工事請負費、振内歯科診療所外部塗装工事339万9,000円の計上です。これは振内歯科診療所の外壁及び屋根の塗装を行うものです。144ページをお開き願います。5、1、2農業振興費、18節負担金、補助及び交付金、3行目、新規就農者用リース農場整備事業補助金3,000万円です。就農予定地に中古ハウス資材を活用し、新規就農者用リース農場整備を行うもので2件分を計上しております。4行目新規就農者経営発展支援事業補助金2,250万円の計上です。経営開始年度に施設機械等の導入を支援する事業で、令和7年度では2件分1,125万円を計上したのですが、国の予算不足により、令和7年度分は令和8年度に持ち越しとなったため、令和8年度は4件分の予算計上しております。150ページをお開き願います。5、2、2、林業振興費、18節負担金、補助及び交付金の1行目、森林環境譲与税活用事業補助金2,735万1,000円の計上です。公共造林事業を除く民有林森林整備にかかる費用が令和7年度より935万1,000円増となっております。152ページをお開き願います。5、2、4、林道費、14節工事請負費6,022万5,000円の計上です。その他林道オユンベ線改良工事101.7メートル分で工事費4,422万5,000円、林道生産基盤整備道トウナイ線橋梁補修工事は新規で1,600万円の計上です。153ページをお開き願います。6、1、1、商工総務費、これは寄附額を令和7年度の3億円から令和8年度は4億円と見込み、手数料や委託料など、かかる経費がそれに比例して増加するため所要の予算を計上しております。154ページをお開き願います。6、1、2、商工振興費、町特産品のPR経費につきまして、令和7年度は商工総務費に計上していたものを本科目へ移行しており、旅費、消耗品費、手数料、使用料及び賃借料などで増加しております。18節負担金、補助及び交付金の3行目、中小企業・小規模事業者借入資金利子補給費補助金325万円です。新規融資額を8,000万円として利子補給額を計上したものです。対前年度285万円の増となっております。合わせて20節貸付金の中小企業特別融資貸付金は、令和7年度の新規貸付額が増加したことにより、預託金が617万円の増となっております。157ページをお開き願います。6、2、1、観光振興費、7節報償費は、地域おこし協力隊員3名分の計上で1,047万6,000円となっております。これは観光支援員1名に加え、新規に国立公園振興支援員1名、SNS運用支援員1名を計上しております。活動費補助金も同様となります。12節委託料、アイヌ文化ポロシ魅力向上事業業務委託料275万9,000円です。これはアイヌ文化の理解と国立公園の魅力発信で地域振興を推進するため、解説を行う人材の育成を行う事業ですが、アイヌ総合政策交付金を活用した事業として新規に計上しております。159ページをお開き願います。6、2、2、公園管理費、11節手数料について、義経公園支障

木伐採手数料１００万円を含んでおります。これは義経公園における倒木の危険がある立木の伐採予算を計上しております。１６２ページをお開き願います。

７、２、１、道路維持費、１１節手数料につきまして、これには街路樹整備手数料２５４万１、０００円を含んでおります。街路樹１１０本分の整備を行う予算を新規に計上しております。１２節委託料の４行目になりますが、町道シェッド点検委託料３００万円を計上しております。５年に１度の点検として川向覆道の定期点検にかかる委託料を計上しております。下から２行目の現地測量調査委託料１２０万円の計上です。町道の維持管理において測量が必要となる箇所が発生することから、測量調査業務委託料を新規計上しております。１４節工事請負費につきましては、本町グラウンド線側溝補修工事３０メートル分１２０万円と紫雲古津鹿内線側溝補修工事５０メートル、１６０万円を新規施工いたします。１６３ページをお開き願います。

７、２、２、道路新設改良費、１２節委託料、小平滝沢北島線調査設計委託料を新規事業として１、３００万円計上しております。１４節工事請負費、道路改良工事については４行目の中で、この工事のうち苅葉三塚分譲線改良舗装工事１００メートル４５０万円を新規に実施することで計上しております。１６４ページをお開き願います。

７、２、３、橋梁維持費、１２節委託料の２行目、橋梁長寿命化補修設計委託料９００万円の計上です。これは豊糠岩内線の橋梁補修設計を委託するものです。１４節工事請負費、３行目、豊糠岩内線橋梁舗装工事２、９００万円の計上です。豊糠岩内線の橋梁補修工事として、塗装塗り替えや断面補修が必要なことから新規事業として実施します。１６５ページをお開き願います。

７、３、１、河川維持費、１２節委託料、３行目にあります工藤の沢支流河川調査設計委託料９００万円の計上です。工藤の沢支流４００メートルの調査設計委託料を新規に実施します。１６８ページをお開き願います。

７、４、３、住宅建設費、１２節委託料、本町緑ヶ丘団地実施設計業務委託料１、８４０万円の計上です。平取町公営住宅長寿命化計画に基づく建て替えのための実施設計を委託するものです。１６９ページをお開き願います。

８、１、１、消防費、１８節負担金、補助及び交付金、日高西部消防組合負担金２億８、９９３万８、０００円の計上ですが、このうち平取消防署の事業の主なものとしては、令和８年度は積載車１台の購入、待機宿舎内部改修、高度救急シミュレーターの更新を行うものです。１７２ページをお開き願います。

９、１、２、事務局費、１７節備品購入費、アイヌ文化学習用備品８３万６、０００円の計上です。この内訳は、撚り機８台、織機８台、研磨機１台を新規に購入するものです。１７３ページをお開き願います。

９、２、１、小学校費の学校管理費です。１７節備品購入費、通学バス購入費４３５万円の計上です。これは通学バスの老朽化により１台を更新するものです。１７６ページをお開き願います。

９、３、１、中学校の学校管理費、１０節修繕料には平取中学校個別暖房機への更新２１台と、既存暖房機の撤去２２台で５１６万円の実施予算を含んでおります。１８１ページをお開き願います。

９、４、３、文化財保護費、８節旅費につきましては対前年度６９９万

4,000円の増となっておりますが、これはポーランドピウスツキ博物館への随行員含む11名の派遣事業実施による増加となっております。12節委託料、萱野茂生誕100年記念事業展示作製業務委託料、1番下の項目ですが、973万5,000円の計上です。これは生誕100年を記念して特別展を開催する新規事業となります。182ページをお開き願います。14節工事請負費、収蔵室除湿機設置工事140万8,000円の計上です。これは収蔵室の湿気防止対策として除湿機設置工事を実施します。186ページをお開き願います。9、4、7、図書館費、17節備品購入費、図書館施設用備品87万6,000円の計上です。これは事務室及びキッズコーナーにエアコンを各1台設置するものです。187ページをお開き願います。9、5、1、保健体育総務費、7節報償費、総合型クラブ指導者報償費151万2,000円の計上です。これは部活動地域展開を図るべく指導者謝金を予算計上したものです。188ページをお開き願います。9、5、2、体育施設費、14節工事請負費、町営球場駐車場側溝補修工事300万円の計上です。これは駐車場側溝が機能低下しているため補修工事を実施するものです。193ページをお開き願います。12、1、1、国民健康保険病院特別会計繰出金、27節繰出金です。計上は5億6,808万3,000円の計上で、対前年度3,476万3,000円の増となっております。これは職員給与費の増加や物価高が病院経営を圧迫していることから、一般会計において繰出金を増加し、経営改善を図るものです。歳出については以上となります。続きまして歳入についてご説明させていただきます。28ページをお開き願います。28ページ、9、1、1、地方特例交付金です。2,850万円の計上となっておりますが、対前年度2,700万円の増となっております。これは自動車税や軽自動車税の環境性能割の廃止分と地方揮発油譲与税の廃止に伴う減収分を本科目で補填するとされたことによる増を見込んだものです。29ページをお開き願います。10、1、1、地方交付税37億6,000万円の計上です。普通交付税33億5,000万円は、国の計画では6.5パーセント増とされておりますが、人口減などの要素も加味し、令和7年度の普通交付税当初算定額は32億5,800万円でしたが3パーセント増で計上しております。特別交付税は4億1,000万円と対前年度1,000万円の増としております。34ページをお開き願います。14、1、2、民生使用料、6節生活支援ハウス使用料696万4,000円の新規項目です。これは直営化したことによる使用料計上となります。44ページをお開き願います。15、2、2、民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金。このうちアイヌ政策推進交付金が多くを占めますが4億8,963万5,000円の計上です。対前年度でいうと1億6,705万2,000円となっておりますが、荷負生活館改築事業にかかる交付金の増が主な要因となっております。60ページをお開き願います。16、2、7、教育費道補助金、学校給食費道補助金、2節のところですが、給食費負担軽減交付金として1,035万3,000円の計上です。これは令和8年度から実施される公立小学校給食費への保護者の経済的負担を

軽減するための国支援施策で新規項目となります。68ページをお開き願います。18、1、1、寄附金、1節寄附金4億100万円の計上です。対前年度1億900万円増となっておりますが、主にはふるさと応援寄附金を1億円追加して見込んだものです。86ページをお開き願います。86ページの総務債から93ページ教育債までは、各種事業に充当した地方債を記載しておりますが、それぞれの事業名の横、または下に充当した起債の種別と括弧書きは交付税算入率を記載しております。7ページをお開き願います。第2表、継続費につきまして、継続費は2か年以上にわたって執行する必要のある経費について、年度ごとに記載する表となっております。2款1項総務管理費において、テレビ中継局の工事が行われますが、これについては令和8年度で契約し、令和10年度完成となることから、このような継続費の設定ということになります。8ページをお開き願います。債務負担行為、第3表については、記載のとおりとなります。9ページをお開き願います。第4表、地方債については、右下に記載種別ごとにまとめた数値を記載しております。また、206ページ以降には給与費明細書及び地方債現在高の表を添付しておりますので、後ほどお読み取り願います。以上、ご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

四戸副議長
町民課長

次に、国民健康保険特別会計予算について、説明を求めます。町民課長。

議案第16号、令和8年度平取町国民健康保険特別会計予算についてご説明させていただきます。国保1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算についてですが、予算の総額を7億2,990万円と定めるものです。第2条では一時借入金について記載しております。最高額を5,000万円と定めます。第3条では予算の流用について規定しております。お読み取りをお願いいたします。歳入歳出予算の事項別明細書については配付させていただきました予算説明に記載させていただきましたので、お読み取りくださいますようお願いいたします。それでは特徴的な歳出についてのみご説明させていただきます。国保34ページをご覧ください。3款3項1目介護納付金分、18節負担金、補助及び交付金となります。前年度の比較で182万4,000円の増となっております。財政運営主体の北海道の算出となりますが、被保険者数、世帯数、課税所得全てにおいて上がったことにより、182万4,000円増額となっております。次に国保35ページをご覧ください。3款4項1目子ども子育て支援納付金、18節負担金、補助及び交付金となります。こちらは少子化対策のための新たな財源確保のため、医療保険料に上乗せされるもので、北海道の定める486万6,000円を新規で計上してございます。以上簡単ではございますが、議案第16号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

四戸副議長
町民課長

次に、後期高齢者医療特別会計予算について、説明を求めます。町民課長。

議案第17号、令和8年度平取町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明させていただきます。後期1ページをご覧ください。第1条で歳入歳出予算の総額について記載しております。歳入歳出それぞれ1億2,980万円と定めようとするものです。なお、事項別明細書につきましては、別途配布の説明書をご覧くださいと思います。特徴的な歳出についてのみご説明させていただきます。後期19ページをご覧ください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金、補助及び交付金となります。広域連合への納付金と保険基盤安定負担金が上がったことにより814万1,000円の増額となっております。以上、簡単ではございますが、議案第17号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

四戸副議長
保健福祉課長

次に、介護保険特別会計予算について、説明を求めます。保健福祉課長。

議案第18号、令和8年度平取町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。介護保険の1ページをお開きください。令和8年度平取町介護保険特別会計予算、第1条は歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,440万円に定めようとするものでございます。第2項は、歳入歳出予算の款項区分及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算によるものとしております。第2条は一時借入金の最高額を5,000万円にしようとするものでございます。第3条、歳出予算の流用については、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳入歳出予算の各項の経費を流用することができる場合を1号で保険給付費内の各項の間の流用、2号で地域支援事業費内の各項の間の流用と規定しております。前年度予算額との比較について簡単にご説明いたしますので、介護保険の6ページをご覧ください。歳出、1款総務費、本年度予算額1,596万7,000円で628万8,000円の増です。主な理由は、国が進めるシステム標準化に伴うクラウドシステムサーバーの使用料と、第10期高齢者福祉介護保険事業計画の策定に伴う業務委託料が増となっております。2款保険給付費は5億265万7,000円で、228万3,000円の増です。主な要因は、介護施設入所等にかかる給付費の増となっております。3款地域支援事業費は6,513万円で、82万8,000円の増です。認知症総合支援事業の新たな事業として、認知症に関して困っている方に対し早期に支援を行う業務委託料と高齢者の交流サロンでの活動に対しポイントを付与する事業が主な増の理由となっております。4款基金積立金は3万6,000円で1,000円の増です。これまでの基金積立金の0.04パーセントを計上しており、基金の増に伴う増額となっております。予算額の合計では、対前年度比940万円の増です。なお、事項別明細書については、配付資料をご覧ください。以上で、議案第18号、令和8年度平取町介護保険特別計画予算の説明とさせていただきます。

きますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

四戸副議長
病院事務長

次に、国民健康保険病院特別会計予算について、説明を求めます。病院事務長。

病院の1ページをお開き願います。議案第19号、令和8年度平取町国民健康保険病院特別会計予算に関しまして説明させていただきます。第1条は、令和8年度平取町国民健康保険病院特別会計の予算を次に定めるところによります。第2条、業務の予定量について、病床数は一般病床で42床、年間患者数は入院1万950人、外来1万9,440人を見込み、1日平均患者数は入院30人、外来80人を見込んでおります。第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりとするものであります。収入、第1款の病院事業収益は、第1項医業収益4億3,375万8,000円、第2項医業外収益4億8,300万5,000円、第3項特別利益10万円、支出、第1款病院事業費用は、第1項医業費用8億9,371万4,000円、第2項医業外費用2,210万3,000円、第3項特別損失10万円、第4項予備費100万円とし、収益的収入、支出のそれぞれ合計は9億1,691万7,000円としております。次のページをお開き願います。病院の2ページになりますが、第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおりとするものであります。収入、第1款資本的収入は、第1項一般会計負担金1億8,800万8,000円、支出、第1款資本的支出は、第1項企業債償還金1億8,481万7,000円、第2項建設改良費200万円、第3項貸付金126万6,000円とし、資本的収入及び支出を1億8,808万3,000円としております。第5条一時借入金限度額は、限度額を5億円と定めるものであります。第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費5億9,492万7,000円、交際費35万円としております。第7条、たな卸資産の購入限度額ですが、限度額を7,000万円と定めるものであります。次のページをお開き願います。病院の3ページになりますが、令和8年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画書の総括となりますが、収益的収入及び支出につきましては、それぞれ9億1,691万7,000円となります。次に、4ページをお開き願います。病院の4ページになりますが、資本的収入及び支出につきましては、それぞれ1億8,808万3,000円としております。予算書5ページ目以降につきましては、お配りしております予算説明書の中で増減の内訳等を記載しておりますので、説明につきましては省略させていただきますが、病院の6ページをお開き願います。収益的収入ですね、上から2番目になりますが、収益的収入の一般会計負担金につきましては、前年度比3,000万円増の3億8,000万円とさせていただきます。次に病院の14ページをお開き願います。こちらは資本的収入の一般会計負担金であります。一般会計からの繰入金については1億8,800万8,000円ということで、資本的収入に関しましては、こちらに関しましては、ほぼ病院の起債償還に充当する予算

となっております。簡単であります、以上で議案第19号、令和8年度平取町国民健康保険病院特別会計予算についての説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

四戸副議長
建設水道課長

次に、簡易水道事業会計予算について、説明を求めます。建設水道課長。

それでは議案第20号、令和8年度平取町簡易水道事業会計予算についてご説明させていただきますので、水道1ページの予算書をご覧くださいと思います。第1条に総則、令和8年度平取町簡易水道事業会計の予算は次に定めるところによるものといたします。第2条、業務の予定量については、令和7年度の実績予定量をもとに、記載のとおり令和8年度の業務の予定量を定めております。なお、4号の主要な建設改良事業についてでございますが、こちらにつきましては、量水器取替工事のほか、本町地区配水管の更新工事、荷菜地区と去場新生地区の配水管延長整備工事を計上のほか、本町地区と中部振内地区の機械電気計装設備等の更新工事と、今回はスマートメーターの取り付け工事にかかる費用として計上してございます。合計額として2億1,415万2,000円を計上しており、令和7年度対比6,046万8,000円の増額となります。続きまして、第3条でございますが、収益的収入及び支出を定めており、3条の費用の財源に充てる企業債については、4条の資本的収入には計上せず、3条のなお書きによって計上することとなっているので、営業費用中、総経費、委託料に要する経費の財源に充てるため、企業債を360万円借り入れることを記載してございます。令和7年度対比190万円の増額です。収入の部、1款簡易水道事業収益2億5,227万8,000円を見込みます。第1項営業収益として1億1,933万2,000円を計上。3ページ、予算実施計画、5ページの予算明細書に記載しておりますけれども、水道料金収入を1億1,893万2,000円、給水工事設計審査検査手数料収入40万円を計上しております。第2項営業外収益で1億3,294万6,000円を計上しております。3ページ、5ページに記載のとおり、他会計補助金、これには一般会計からの繰入金のうち、総務省で定めた基準内の繰入金及び基準外の繰入金を含んだ6,057万3,000円と、長期前受金戻入6,380万3,000円、消費税及び地方消費税還付670万円を見込み、国庫補助金はスマートメーター導入事業に係る委託費の補助金として187万円を計上しております。長期前受金戻入は過去に整備された固定資産の財源となった国庫補助金と毎年度収益化しているものであり、長期前受金戻入は現金を伴わない収益となっております。また、令和8年度分の水道会計消費税の申告額が還付となる予定であり、その概算金額を消費税還付金として計上してございます。次に、支出の部でございます。第1款、簡易水道事業費用2億3,018万9,000円、令和7年度対比で1,115万2,000円の増額となります。第1項営業費用2億2,244万8,000円を計上。令和7年度対比、1,271万円の増額。内訳としましては、

3 ページの予算実施計画、5 ページから 7 ページの予算明細書に記載のとおり、原水及び浄水費に 2,691 万 4,000 円、配水及び給水費に 2,211 万円、人件費等の総係費 3,647 万 5,000 円、減価償却費 1 億 2,678 万 8,000 円を計上しております。この減価償却費は過去に整備された施設や水道管などの固定資産について、取得額を耐用年数に応じて費用を計上したものであり、こちらも長期前受金戻入と同じく現金が伴わない費用となります。また、資産消耗費として 1,016 万 1,000 円を計上してございますが、こちらは施設の管路、施設及び管路の更新によりまして、取り替え対象となった古い資産を除却処分する際に、それら取り替え対象資産のまだ減価償却がされていない費用が、除却費として発生する費用でございまして、こちらも現金が伴わない費用となりますが、計上することになります。第 2 項営業外費用 724 万 1,000 円、令和 7 年度対比で 155 万 8,000 円の減額となります。この費用は企業債償還金の利子償還金額を計上しています。第 3 項予備費として令和 7 年度同額の 50 万円を計上しています。次に、4 条資本的収入及び支出でございします。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,776 万 4,000 円は、3 条なお書きの企業債 360 万円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,952 万 5,000 円、過年度損益勘定保留資金 3,368 万 3,000 円、当年度損益勘定保留資金 1,095 万 6,000 円を補填するものとしております。第 1 款資本的収入 2 億 7,524 万 7,000 円を計上。令和 7 年度対比で 1 億 1,384 万 8,000 円の増額です。第 1 項企業債について、4 ページの予算実施計画、9 ページの予算明細書に記載のとおりでございしますが、こちらは建設改良に係る事業の企業債として 1 億 9,950 万円計上しております。令和 7 年度対比 1 億 690 万円の増額となります。第 2 項他会計補助金は、一般会計からの繰入金として、総務省で定めた基準内繰入金として 2,582 万 5,000 円を計上しています。令和 7 年度対比 518 万 2,000 円の減額となっております。第 3 項国庫補助金を 4,992 万 2,000 円。こちらは 9 ページの予算明細書のとおり、配水管整備工事、計装設備更新工事、スマートメーター導入事業に対する補助金として計上しています。令和 7 年度対比 2,213 万円の増額となっております。4 項その他資本的収入は、令和 8 年度については、国道の水道管補償が完了したことから、ゼロ計上としております。2 ページをお願いいたします。続いて資本的支出でございします。第 1 款資本的支出 3 億 4,301 万 1,000 円を計上。令和 7 年度対比 9,279 万 4,000 円の増額となります。第 1 項建設改良費を 2 億 4,071 万 2,000 円。こちら 4 ページの予算実施計画、10 ページの予算明細書に記載のとおりでございしますが、工事請負 5 事業と量水器取替事業、また、スマートメーター取付工事を見込んでございします。スマートメーターの設置調整は、令和 8 年度内を目標とし、令和 9 年 1 月には供用開始を目指していきたいと考えてございします。令和 7 年度対比 8,098 万 9,000 円の増額となります。第 2 項企業債償還金は、企業債償還金

の元金償還金として、7,880万1,000円を計上してございます。令和7年度対比1,098万3,000円の減額となっております。第3項固定資産購入費は、こちらは量水器30台分の購入費54万円と、スマートメーター導入用通信端末をはじめ、諸材料の購入費としまして2,295万8,000円とし、2,349万8,000円を計上してございます。令和7年度対比2,278万8,000円の増額となっております。第4条予算は、支出に対し収入が不足する場合は、括弧書きにどのような財源で不足分を補うか記載することになっていることから、不足する額6,776万4,000円を補う財源は、先ほど冒頭でご説明させていただいたとおり、記載をさせていただいております。なお、算出の説明につきましては、予算説明資料の20ページに添付資料①というものを添付してございますので、そちらで確認をお願いいたします。第5条の企業債についてでございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、表に記載のとおりとなっております。なお、最下段の公営企業会計関連事業については、3条で規定の起債事業となっております。第6条の一時借入金でございますが、一時借入金の限度額は、令和7年度同様に1億円と定めております。第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用を定めており、流用することができる場合は、1号として簡易水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用、2号として、資本的支出のうち、建設改良費、企業債償還金及び固定資産購入費間の流用としてございます。第8条の議決を得なければ流用することができない経費としまして、次に掲げる費用については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものとしてございます。1号としてこちらは職員給与費2,397万3,000円を計上しております。第9条の他会計の補助金につきましては、一般会計からの簡易水道事業会計へ補助を受ける額として8,639万8,000円を計上しております。令和7年度対比6万2,000円の減額となっております。また資料の11ページ以降につきましては、給与費明細書関係資料、令和8年度平取町簡易水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書、令和8年度平取町簡易水道事業予定貸借対照表、令和7年度平取町簡易水道事業会計予定損益計算書、令和7年度平取町簡易水道事業会計予定貸借対照表、注記事項を添付してございますので、あわせてご確認いただければと思います。以上で議案第20号、令和8年度平取町簡易水道事業会計の予算説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

四戸副議長

以上で、議案第15号から議案第20号までの令和8年度各会計予算の説明が終了しました。お諮りします。ただいま、提案がありました令和8年度平取町各会計予算については、平取町議会の運営に関する基準111、先例1により議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、日程第20、議案第15号から日程第25、議案第20号までの令和8年度平取町各会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

休憩します。直ちに議員・委員控室において、予算審査特別委員会の開催を求めます。委員会が終わり次第、議事を再開いたします。

(休憩 午後 2時51分)

(再開 午後 2時56分)

再開します。

休憩中に開催された予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が手元に参りましたので報告します。予算審査特別委員会、委員長には金谷委員、副委員長には中川委員。以上のとおり互選されました。よろしくお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会いたします。なお、町議会定例会は、3月7日から3月9日までを休会とし、3月10日9時30分に再開しますので、よろしくお願いいたします。本日はご苦労さまでした。

(閉 会 午後 2時58分)